

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を

改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附則別表第1(附則第3条関係) 第1 対象設備に係る設備区分		名　出　巡	名　出　巡
対象設備	設備区分	対象設備	設備区分
端末系伝送路設備(加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)	[略] メタルケーブル [略]	端末系伝送路設備(加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。)	[同左] メタルケーブル [同左]
加入系光ケーブル	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの	加入者側終端装置～收容ルータ間に(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの
加入系電柱	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの	加入系電柱	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの	加入系管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系中口径管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの	加入系中口径管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの	加入系共同溝	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系とう道	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの	加入系とう道	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
電線共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの	電線共同溝	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
自治体管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの	自治体管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
情報ボックス	加入者側終端装置～メタル	情報ボックス	加入者側終端装置～收容ル

附則別表第1(附則第3条関係) 第1 対象設備に係る設備区分		名　出　巡	名　出　巡
対象設備	設備区分	対象設備	設備区分
端末系伝送路設備(加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。)	[同左] メタルケーブル [同左]	端末系伝送路設備(加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。)	[同左] メタルケーブル [同左]
加入系光ケーブル	加入者側終端装置～收容ルータ間に(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの	加入系光ケーブル	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系電柱	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの	加入系電柱	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの	加入系管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系中口径管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの	加入系中口径管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系共同溝	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの	加入系共同溝	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
加入系とう道	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの	加入系とう道	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
電線共同溝	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの	電線共同溝	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
自治体管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの	自治体管路	加入者側終端装置～收容ルータ間に設置するもの
情報ボックス	加入者側終端装置～收容ル	情報ボックス	加入者側終端装置～收容ル

		回線取容装置間に設置するもの
総合デジタル通信局内回線終端装置	〔略〕	総合デジタル通信局内回線終端装置 き線点遠隔取容装置～ <u>メタル回線取容装置</u> 間に設置するもの
末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	〔略〕	加入者側終端装置～ <u>メタル回線取容装置</u> 間に設置するもの 加入者側終端装置～ <u>メタル回線取容装置</u> 間に設置するもの 隔離取容装置を経由しない場合に限る。)に設置するもの
メタル回線取容装置等(端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。)	〔略〕	〔略〕
メタル回線取容装置	取容局に設置するもの(アログ局内回線取容部及び総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。)	取容ルータ(端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。)
メタル回線取容装置用レイヤ2スイッチ(以下「メタル回線取容装置用L2SW」という。)	取容局に設置するもの	音声取容装置 音声取容装置用レイヤ2スイッチ(以下「音声取容装置用L2SW」という。)
〔略〕	〔略〕	〔略〕
メタル回線取容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	〔略〕	〔略〕
アナログ局内回線取容部	〔略〕	取容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの
き線点遠隔取容装置～ <u>メタル回線取容装置</u> 間に設置するもの	〔略〕	アナログ局内回線取容部 き線点遠隔取容装置～ <u>取容ルータ</u> 間に設置するもの
加入者側終端装置～ <u>メタル</u>	〔同左〕	加入者側終端装置～ <u>取容ルータ</u>

		回線取容装置間（き線点遠隔取容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
〔略〕	〔同左〕	一タ間（き線点遠隔取容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
主配線盤	主配線盤	收容ルータに属する部分に限る。
光ケーブル成端架	光ケーブル成端架	收容ルータに属する部分に限る。
閑門系ルータ以外の共用コアルータ	〔略〕	收容ルータに属する部分に限る。
	コア局用レイヤ2スイッチ (以下「コア局用L2SW」という。)	コア局に設置するもの
中継系伝送路設備であって、メタル回線取容装置等と閑門系ルータ以外の共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）	中継系伝送路設備であって、メタル回線取容装置等と閑門系ルータ以外の共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）	中継系伝送路設備等であつて、收容ルータと共にコアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
中間中継伝送装置	中間中継伝送装置	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系光ケーブル	〔略〕	〔同左〕
海底光ケーブル	〔略〕	〔同左〕
	音声取容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	音声取容ルータ又は共用收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの

海底中間中継伝送装置	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
無線伝送装置	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
インタフェース変換装置	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
無線アンテナ	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
無線鉄塔	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
衛星通信設備	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
中継系電柱	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
中継系管路	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
中継系中口径管路	〔略〕 音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの

海底中間中継伝送装置	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線伝送装置	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
インタフェース変換装置	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線アンテナ	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線鉄塔	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
衛星通信設備	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系電柱	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系管路	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系中口径管路	〔同左〕 収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの

中継系共同溝	音声収容ルータ又は共用取容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	中継系共同溝	取容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系とう道	音声収容ルータ又は共用取容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	中継系とう道	取容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
S I P サーバ	「略」	「略」	「同左」
閑門系ルータ	「略」	「略」	「同左」
セッションボーダコンタローラ	セッションボーダコンタローラ(以下「S B C」という。)	相互接続局に設置するもの	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機(以下「S G W」という。)
E N U M サーバ	E N U M サーバ	相互接続局に設置するもの	信号用中継交換機
I P 電話用D N S サーバ	D N S サーバ	相互接続局に設置するもの	
【略】	【略】	【同左】	【同左】

第2 附属設備等に係る設備等区分

附 属 設 備 等	設 備 等 区 分
無形固定資産(ソフトウェアを除く。)	無形固定資産(ソフトウェアを除く。)

附則別表第2(附則第3条関係) 正味固定資産額算定方法

「略」

附 属 設 備 等	設 備 等 区 分
無形固定資産(ソフトウェアを除く。)	無形固定資産(ソフトウェアを除く。)

附則別表第2(附則第3条関係) 正味固定資産額算定方法

「同左」

設 備 区 分	算 定 方 法
音声収容ルータ	1 音声収容ルータの設置基準 收容局であって、収容回線に光地域I P回線が含まれないものの又はコア局との間の伝送(離島設備の適用区間に限る。)を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの(以下「離島局」という。)には、音声収容ルータを設置する。
2 設備量の算定	(1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。

ア メタル回線収容装置用 L 2 SW 対向 1 G ポート数、OL T (光回線終端装置をいう。以下同じ。) 対向 1 G ポート数 (当該局が離島局の場合に限る。)、ADSL 地域 IP 1 G ポート数及び音声収容ルータ PTN (パケット伝送装置をいう。以下同じ。) 対向 1 G ポート数の合計を音声収容ルータ PTN の最大インタフェース数とし、これを音声収容ルータ PTN の最大インタフェース数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL 地域 IP サービス、光 IP 電話及び光地域 IP サービス (当該局が離島局の場合に限る。) の最繁時帯域の合計を音声収容ルータの最繁時帯域とし、これを音声収容ルータの最繁時帯域及び音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL 地域 IP サービス、光 IP 電話及び光地域 IP サービス (当該局が離島局の場合に限る。) の最繁時ペケット数の合計を音声収容ルータの最繁時ペケット数とし、これを音声収容ルータの最繁時ペケット数及び音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時ペケット数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係數を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの (QoS 制御係數を加味した最繁時帶域比により算定するものとする。) 及び光 IP 電話に係るもの (最繁時帶域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル IP 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

(3) (1)アの音声収容ルータ PTN 対向 1 G ポート数からデータ系サービスに係るもの (QoS 制御係數を加味した最繁時帶域比により算定するものとする。) 及び光 IP 電話に係るもの (最繁時帶域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル IP 音声系音声収容ルータ PTN 対向 1 G ポート数とする。

ア 音声 1 G ポート数、ADSL 地域 IP 1 G ポート数及び音声収容ルータ PTN (パケット伝送装置をいう。以下同じ。) 対向 1 G ポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域 (最繁時呼量に 1 搭継当たり音声帯域及び音声ペケシト優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。) 並びに ADSL 地域 IP サービスの最繁時呼量帯域の合計を音声収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを音声収容ルータの最繁時呼量帯域及び音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量ペケット数 (最繁時呼量に 1 搭継 1 秒当たり音声ペケシト数及び音声ペケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。) 並びに ADSL 地域 IP サービスの最繁時呼量ペケシト数の合計を音声収容ルータの最繁時呼量ペケシト数とし、これを音声収容ルータの最繁時呼量ペケシト数及び音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼量ペケシト数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係數を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの (QoS 制御係數を加味した最繁時帶域比により算定するものとする。) 及び光 IP 電話に係るもの (最繁時帶域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

[新設]

<p><u>4</u> (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数及び(3)のメタル1P音声系音声収容ルータPTN対向1Gポート数の合計に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局のメタル1P音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと音声収容ルータ投資額  <math>= メタル1P音声系冗長化後音声収容ルータユニット数 \times 音声収容ルータユニット単価 + メタル1P音声系冗長化後音声収容ルータインターフェース数 \times 音声収容ルータインターフェース単価 + メタル1P音声系冗長化後音声収容ルータユニット数 \times 音声収容ルータソフトウェア単価</math></p>	<p>3 投資額の算定</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>ア 共用収容ルータ1Gインターフェース数 (メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数、OLT対向1Gポート数及びADSL地域1P1Gポート数の合計) を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インターフェース数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用収容ルータ1Gポート数とし、これを共用収容ルータユニット当たり最大1Gポート数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用収容ルータ10Gインターフェース数 (共用収容ルータCWD M (波長分割多重装置をいう。以下同じ。) 対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。) 及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。) 及び共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計) を共用収容ルータ10Gポート当たり最大収容インターフェース数を減じたも</p>
<p>3 投資額の算定</p> <p>〔同左〕</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 同左</p> <p>ア 共用収容ルータ1Gインターフェース数 (音声1Gポート数及びADSL地域1P1Gポート数の合計) を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インターフェース数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用収容ルータ1Gポート数とし、これを共用収容ルータユニット当たり最大1Gポート数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用収容ルータ10Gインターフェース数 (光地域1P10Gポート数、共用収容ルータCWD M (波長分割多重装置をいう。以下同じ。) 対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。) 及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。) 及び共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計) を共用収容ルータ10Gポート当たり最大収容インターフェ</p>	<p>3 投資額の算定</p> <p>〔同左〕</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 同左</p> <p>ア 共用収容ルータ1Gインターフェース数 (音声1Gポート数及びADSL地域1P1Gポート数の合計) を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インターフェース数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用収容ルータ1Gポート数とし、これを共用収容ルータユニット当たり最大1Gポート数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用収容ルータ10Gインターフェース数 (光地域1P10Gポート数、共用収容ルータCWD M (波長分割多重装置をいう。以下同じ。) 対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。) 及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。) 及び共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計) を共用収容ルータ10Gポート当たり最大収容インターフェ</p>

ので除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの量繫時帯域の合計を共用収容ルータの最繫時帯域とし、これを共用収容ルータ取容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繫時帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

エ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの量繫時パケット数の合計を共用収容ルータの最繫時パケット数とし、これを共用収容ルータ取容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繫時パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

- (2) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数を冗長化考慮したものとメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数とする。
- (3) (1)アの共用収容ルータ1Gポート数を冗長化考慮したものと当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gポート数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（QoS制御係数を加味した最繫時帯域比及びポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gポート数とする。
- (4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものと当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繫時帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繫時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。
- (5) (1)イの共用収容ルータ10Gポート数を冗長化考慮したもの

ス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gポート数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gポート数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繫時呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繫時呼量帯域の合計を共用収容ルータの最繫時呼量帯域とし、これを共用収容ルータ取容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繫時呼量帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

エ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繫時呼量パケット数並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繫時呼量パケット数の合計を共用収容ルータの最繫時呼量パケット数とし、これを共用収容ルータ取容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理最繫時呼量パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

オ アナログ電話を冗長化考慮したものと音声IPポート数を冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数とする。

(3) (1)アの共用収容ルータ1Gポート数を冗長化考慮したものと当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gポート数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ1Gポート数とする。

(4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものと当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、これから光地域IP10Gポート数相当分を減じ、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繫時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。

(5) (1)イの共用収容ルータ10Gポート数を冗長化考慮したもの

を当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光1P電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものと当該局のメタル1P音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。

(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものと当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光1P電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものと当該局のメタル1P音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。

### 3 投資額の算定

次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。

$$\begin{aligned} \text{局ごと共用収容ルータ投資額} \\ = & \frac{\text{メタル1P音声系冗長化後共用収容ルータユニット数}}{\times \text{共用収容ルータユニット単価}} \\ + & \frac{\text{メタル1P音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数} \times \text{共用収容ルータ10Gボード単価}}{\times \text{メタル1P音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ10Gインタフェース単価}} \\ + & \frac{\text{メタル1P音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数} \times \text{共用収容ルータ1Gボード単価}}{\times \text{メタル1P音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価}} \end{aligned}$$

### 3 投資額の算定 [同左]

を当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、ADSL地帯に収容するものに限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。

(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものと当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ADSL地帯に収容するものに限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。

### 3 投資額の算定 [同左]

局ごと共用収容ルータ投資額

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{音声系冗長化後共用収容ルータユニット数} \times \text{共用収容ルータユニット単価}}{\times \text{音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数} \times \text{共用収容ルータ10Gボード単価}} \\ &+ \frac{\text{音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ10Gインタフェース単価}}{\times \text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数} \times \text{共用収容ルータ1Gボード単価}} \\ &+ \frac{\text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価}}{\times \text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価}} \end{aligned}$$

1 設備量の算定

(1) 収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るボード1枚当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボーディング

<u>メタル回線収容装置</u>	1 設備量の算定
	<p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るボード1枚当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボーディング</p>

<u>音声収容装置</u>	1 設備量の算定
	<p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線収容率及び音声収容装置ライシンカード当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置ライシンカード数とする。</p>

ド数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数とする

- (2) (1)のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものと当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。

[削る]

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収容装置ソフトウェア投資額((3)に係るもの)を加え、メタル回線収容装置投資額を算定する。

(1) メタル回線収容装置(回線取容部)投資額

$$= \text{アナログ電話用ボード数} \times \text{アナログ電話用ボード単価}$$

+(第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価)

+第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価

(2) メタル回線収容装置(ユニット部)投資額

$$= \text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ユニット単価}$$

(3) メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額

$$= (\text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ソフトウェア単価})$$

(4) 局ごとメタル回線収容装置投資額

$$= (\text{メタル回線収容装置(ユニット部)投資額} + \text{メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額})$$

- (2) (1)の音声収容装置ライセンカード数を音声収容装置シェルフ端数は、切り上げるものとする。)を音声収容装置シェルフ端数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置投資額を算定する。

(1) 音声収容装置(回線取容部)投資額

$$= \text{音声収容装置ライセンカード数} \times \text{音声収容装置ライセンカード単価}$$

(2) 音声収容装置(ユニット部)投資額

$$= \text{音声収容装置シェルフ数} \times \text{音声収容装置シェルフ単価} + \text{音声収容装置架数} \times \text{音声収容装置架単価}$$

(3) 音声収容装置(ソフトウェアユニット部相当)投資額

$$= (\text{音声収容装置シェルフ数} \times \text{音声収容装置ソフトウェア単価}) \times \text{音声収容装置(ユニット部)投資額} \div (\text{音声収容装置(回線取容部)投資額} + \text{音声収容装置(ユニット部)投資額})$$

(4) 局ごと音声収容装置投資額

$$= (\text{音声収容装置(ユニット部)投資額} + \text{音声収容装置(ソフトウェアユニット部相当)投資額})$$

	メタル回線収容装置用 L 2 SW	1 設備量の算定 (1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット数とする。 ア メタル回線収容装置用 100M インタフェース数をメタル回線収容装置用 L 2 SW ポート収容率で除したものとメタル回線収容装置用 L 2 SW100M インタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用 L 2 SW1 ユニット当たり最大インターフェース数からメタル回線収容装置用 L 2 SW1 ユニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼量に 1 接続 1 秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用 L 2 SW 収容率及びメタル回線収容装置用 L 2 SW 最大処理最繁忙時パケット数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）
2	音声収容装置用 L 2 SW	2 設備量の算定 (1) 音声収容装置用 L 2 SW 設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音声収容装置用 L 2 SW ユニット数とする。 ア 音声収容装置シェルフ数及び収容ルータユニット数の合計を音声収容装置用 L 2 SW ポート収容率及び音声収容装置用 L 2 SW1 ユニット当たり最大インターフェース数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）
3	音声収容装置用 L 2 SW	3 投資額の算定 (1) 音声収容装置用 L 2 SW ユニット数に音声収容装置用 L 2 SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容装置用 L 2 SW ユニット数とする。 (2) (1) のメタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット数にメタル回線収容装置用 L 2 SW1 ユニット当たり音声パケット数及びメタル回線収容装置用 L 2 SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット数とする。
4	音声収容装置用 L 2 SW	4 (1) のメタル回線収容装置用 L 2 SW1 G インタフェース数にメタル回線収容装置用 L 2 SW1 ユニット当たり音声パケット数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW1 G インタフェース数とする。 (2) (1) アのメタル回線収容装置用 L 2 SW100M インタフェース数にメタル回線収容装置用 L 2 SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW100M インタフェース数とする。
2	投資額の算定	2 次の算定期式により局ごと音声収容装置用 L 2 SW 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置用 L 2 SW 投資額を算定する。 局ごと音声収容装置用 L 2 SW 投資額 = 冗長化後音声収容装置用 L 2 SW ユニット数 × 音声収容装置用 L 2 SW ユニット単価

Mインタフェース単価  
+冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインターフェース数×メタル回線収容装置用L2SW1Gインターフェース単価

<b>C S</b>	<p><b>1 C Sの設備量の算定</b></p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとC S収容アナログ電話回線数とし、これをC S收容率及びC S 1ユニット当たり最大処理回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属する局ごとC Sユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のC Sユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後C Sユニット数とする。</p> <p><b>2 C S用データベース（以下「C S用D B」という。）の設備量の算定</b></p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話の最繁時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとC Sアナログ電話最繁時呼数とし、これをC S用D B収容率及びC S用D B 1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属する局ごとC S用D Bユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のC S用D Bユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後C S用D Bユニット数とする。</p> <p><b>3 投資額の算定</b></p> <p>次の算定式により局ごとC S投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、C S投資額を算定する。</p> <p>局ごとC S投資額      =冗長化後C Sユニット数×C Sユニット単価      +C S収容アナログ電話回線数×C S 1回線当たり単価      +C Sソフトウェア投資額      +冗長化後C S用D Bユニット数×C S用D Bユニット単価</p>
<b>総合デジタル通信回線収容交換機</b>	<p><b>1 設備量の算定</b></p> <p>(1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び</p>

総合デジタル通信用ボード1枚当たり最大取容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のサービスごと総合デジタル通信用ボード数とする。

(2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりスロット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。

## 2 投資額の算定

次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機投資額を算定する。

(1) サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額

$$= \text{当該サービス総合デジタル通信用ボード数} \times \text{当該サービス総合デジタル通信用ボード単価}$$

(2) 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額  
= 総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数 × 総合デジタル通信回線収容交換機ユニット単価

(3) 総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額  
= (総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数 × 総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)  
× 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）  
投資額  
÷ (総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額)

(4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額  
= 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額  
+ 総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額

総合デジタル通信回線収容交換機用	1 設備量の算定 取容局ごとに、総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼数を総
------------------	------------------------------------------

D B

合デジタル通信回線収容交換機用D Bの収容率及び1ユニット当たり最大処理最頻時呼数で除したもの（1に満たない端数は切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数とする。

2

投資額の算定  
次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額を算定する。  
局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額  
 $=$ 冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数  
 $\times$ 総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット単価

消防警察トランク

1

設備量の算定

(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合には、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。

〔(2) 略〕  
〔2 略〕

消防警察トランク

1

設備量の算定

(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合には、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。

〔(2) 同左〕  
〔2 同左〕

〔同左〕

き線点遠隔収容装

1

回線数の算定

国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。  
世帯自県案分率（県、調査区） = 世帯数（県、調査区） ÷ 總世帯数（調査区）  
就業者自県案分率（県、調査区） = 就業者数（県、調査区）

き線点遠隔収容装

1

回線数の算定

〔同左〕

		<p>÷ 総就業者数（調査区）</p> <p>〔(1)・(2) 倍〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(3) 住宅用光地域 I P回線数</u></p> <p>= 局ごと住宅用光地域 I P回線数 ÷ 調査区ごと世帯数</p> <p>の局ごと合計</p> <p>× 調査区ごとの世帯数 × 世帯自県案分率</p> <p><u>(4) 事務用光地域 I P回線数</u></p> <p>= 局ごと事務用光地域 I P回線数 ÷ 調査区ごと就業者数の局ごと合計</p> <p>× 調査区ごとの就業者数 × 世帯自県案分率</p>
	<u>(5)～<u>(15)</u></u>	<p>〔<u>2～4</u> 略〕</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうちいそれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> <p>= (き線点遠隔収容装置ユニット数 × (き線点遠隔収容装置ユニット単価 + き線点遠隔収容装置ユニット災害対策増分単価)) × 専用線収容装置ユニット数 × 専用線ユニット単価</p> <p>) × き線点遠隔収容装置收容回線数</p> <p>÷ (き線点遠隔収容装置收容回線数 + 専用線遠隔収容装置收容回線数)</p> <p>(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> <p>= き線点遠隔収容装置ユニット数 × (き線点遠隔収容装置ユニット単価 + き線点遠隔収容装置ユニット災害対策増分単価)</p>
総合デジタル通信 局内回線終端装置	1 設備量の算定	<p>(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> <p>= (き線点遠隔収容装置ユニット数 × き線点遠隔収容装置ユニット単価) × 専用線収容装置ユニット数 × 専用線ユニット単価</p> <p>) × き線点遠隔収容装置收容回線数</p> <p>÷ (き線点遠隔収容装置收容回線数 + 専用線遠隔収容装置收容回線数)</p> <p>(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> <p>= き線点遠隔収容装置ユニット数 × き線点遠隔収容装置ユニット単価</p>
総合デジタル通信 局内回線終端装置	1 設備量の算定	<p>(1) 総合デジタル通信回線取容交換機の設備量の算定において求めた総合デジタル通信回線取容交換機ユニット数を局ごとに合計数とする。</p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに收容する第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置收容総合デジタル通信サービス回線数とする。</p>

	<p>2 投資額の算定 〔同左〕</p> <p>[新設]</p> <p>(1) <u>メタル回線取容装置（総合デジタル通信サービス回線取容部）投資額</u>  <math display="block">= \frac{\text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価}}{\text{+ 第二種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価}}</math></p> <p>(2) <u>メタル回線取容装置（総合デジタル通信サービス用ボード数）</u>  <math display="block">= \frac{\text{（メタル回線取容装置ユニット数} \times \text{メタル回線取容装置ソフトウェア単価})}{\text{+ メタル回線取容装置（総合デジタル通信サービス回線取容部）投資額}}</math></p> <p>(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額  <math display="block">= \frac{\text{き線点遠隔取容装置取容総合デジタル通信サービス回線数}}{\text{+ メタル回線取容装置総合デジタル通信サービス回線単価}} \times \text{メタル回線取容装置（総合デジタル通信サービス回線取容部）投資額}</math></p> <p>(4) <u>局ごと総合デジタル通信回線取容交換機（ソフトウェア回線取容部相当）投資額</u>  <math display="block">= \frac{\text{（総合デジタル通信回線取容交換機ユニット数} \times \text{総合デジタル通信回線取容交換機ソフトウェア単価})}{\text{+ 総合デジタル通信回線取容交換機（回線取容部）投資額}}</math></p> <p>(5) <u>局ごと総合デジタル通信回線取容装置投資額</u>  <math display="block">= \frac{\text{（総合デジタル通信回線取容交換機ユニット数} \times \text{総合デジタル通信回線取容交換機（回線取容部ニット部）投資額})}{\text{+ 総合デジタル通信回線取容装置取容総合デジタル通信サービス回線数}} \times \text{メタル回線取容装置（総合デジタル通信サービス回線取容部）投資額}</math></p> <p>(6) <u>局ごとアナログ局内回線取容部投資額</u>  <math display="block">= \frac{\text{（総合デジタル通信回線取容交換機（ソフトウェア回線取容部相当）投資額}}{\text{+ 総合デジタル通信回線取容交換機（ソフトウェア回線取容部相当）投資額}} \times \text{メタル回線取容装置（総合デジタル通信サービス回線取容部）投資額}</math></p> <p>(7) <u>アナログ局内回線取容部設備量の算定</u>  <math display="block">(1) \frac{\text{メタル回線取容装置の設備量の算定において求めたメタル回線取容装置ユニット数}}{\text{シート数}} \text{とする。}</math></p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔取容装置収容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとアナログ局内回線取容部投資額を求</p>
	<p>2 投資額の算定 〔同左〕</p> <p>[同左]</p> <p>(1) <u>音声取容装置の設備量の算定において求めた音声取容装置シエルフ数</u>を局ごとの音声取容装置シエルフ数とする。</p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔取容装置収容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定 投資額の算定</p>

め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線取容部投資額を算定する。

(1) メタル回線取容装置（アナログ電話回線取容部）投資額

= アナログ電話用ポート数 × アナログ電話用ポート単価

(2) メタル回線取容装置（アナログ電話回線取容部ソフトウェア）投資額

= (メタル回線取容装置ユニット数 × メタル回線取容装置ソフトウェア単価)

× メタル回線取容装置（アナログ電話回線取容部）投資額

÷ (メタル回線取容装置（回線取容部）投資額 + メタル回線取容装置（ユニット部）投資額)

(3) 局ごとアナログ局内回線取容部投資額

= き線点遠隔取容装置取容アナログ電話回線数 × き線点遠隔取容装置アナログ電話回線単価

+ メタル回線取容装置（アナログ電話回線取容部）投資額

+ メタル回線取容装置（アナログ電話回線取容部ソフトウェア）投資額

(アナログ・デジタル回線共通部) 1 設備量の算定

1 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔取容装置ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔取容装置取容回線数とする。

[2 略]

[略]

光ケーブル成端架

(1) 設備量の算定

1 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。

ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔取容装置数にき線点遠隔取容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに当該局に帰属する光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。）ユニット数及び光予備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架取容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

[新設]

(1) 音声取容装置（ソフトウェア回線取容部相当）投資額

= (音声取容装置シェルフ数 × 音声取容装置ソフトウェア単価) × 音声取容装置（回線取容部）投資額

(2) 局ごとアナログ局内回線取容部投資額

= き線点遠隔取容装置取容アナログ電話回線数 × き線点遠隔取容装置アナログ電話回線単価 + 音声取容装置（回線取容部）投資額

+ 音声取容装置（ソフトウェア回線取容部相当）投資額

(アナログ・デジタル回線共通部) 1 設備量の算定

1 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔取容装置取容回線数とする。

[2 同左]

[同左]

光ケーブル成端架

(1) 設備量の算定

ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔取容装置数にき線点遠隔取容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架取容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

〔イ 略〕

〔(2)～(7) 備〕

(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの（心数比により算定するものとする。）を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したもの

を当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。

(9) 階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架数及び音

声系光ケーブル成端架心線数から、光1P電話に係るもの（

心数比により算定するものとする。）を控除したものを、メ

タル1P音声系光ケーブル成端架架数及びメタル1P音声系

光ケーブル成端架心線数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

階梯ごと光ケーブル成端架投資額

=当該階梯メタル1P音声系光ケーブル成端架（大型）

架数×光ケーブル成端架（大型）架当たり単価

+当該階梯メタル1P音声系光ケーブル成端架（中型）

架数×光ケーブル成端架（中型）架当たり単価

+当該階梯メタル1P音声系光ケーブル成端架（小型

2）架数×光ケーブル成端架（小型2）架当たり単

価

+当該階梯メタル1P音声系光ケーブル成端架（小型1）架数×

単価

+当該階梯メタル1P音声系光ケーブル成端架（大型）

心線数×光ケーブル成端架（大型）心線当たり単

価

+当該階梯メタル1P音声系光ケーブル成端架（中型）

心線数×光ケーブル成端架（中型）心線当たり単

価

+当該階梯メタル1P音声系光ケーブル成端架（小型

2）心線数×光ケーブル成端架（小型2）心線當

り単価

+当該階梯メタル1P音声系光ケーブル成端架（小型

〔イ 同左〕

〔(2)～(7) 同左〕

(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。

〔新設〕

2 投資額の算定

〔同左〕

階梯ごと光ケーブル成端架投資額

=当該階梯音声系光ケーブル成端架（大型）架数×光ケ

ーブル成端架（大型）架当たり単価

+当該階梯音声系光ケーブル成端架（中型）架数×光

ケーブル成端架（中型）架当たり単価

+当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型2）架数×

光ケーブル成端架（小型2）架当たり単価

+当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型1）架数×

光ケーブル成端架（小型1）架当たり単価

+当該階梯音声系光ケーブル成端架（大型）心線数×

光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価

+当該階梯音声系光ケーブル成端架（中型）心線数×

光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価

+当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型2）心線数×

光ケーブル成端架（小型2）心線当たり単価

+当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型1）心線数

1) 心線数×光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価

共用コアルータ	1 設備量の算定	×光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価
1 設備量の算定	<p><u>(1)</u> コア局ごとに、次のアからエまで（共用コアルータが100G インタフェースを有しない場合は、アを除く。）により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。</p> <p>ア データ系IP装置対向100Gインターフェース数を共用コアルータ100Gボード当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ100Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大100Gボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 共用コアルータ10Gインターフェース数（CWDM10Gインターフェース数、共用收容ルータ対向10Gインターフェース数（当該局が收容局兼コア局L2SW対向10Gインターフェース数の合計数及びデータ系IP装置対向10Gインターフェース数の合計数）を共用コアルータ10Gインターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙時帯域の合計を共用コアルータ最繁忙時帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>エ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル</p>	<p><u>(1)</u> コア局ごとに、CWDM10Gインターフェース数、共用收容ルータ対向10Gインターフェース数（当該局が收容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用L2SW対向10Gインターフェース数の合計数及びデータ系IP装置対向10Gインターフェース数とする。また、接続を共用コアルータ10Gインターフェース数とする。また、接続する伝送装置（CWDM）、共用收容ルータ、コア局用L2SW及びデータ系IP装置の最繁忙時呼量帯域及び最繁忙時呼量バケット数から、共用コアルータ最繁忙時呼量帯域及び共用コアルータ最繁忙時呼量バケット数を算定する。</p>

共用コアルータ	1 設備量の算定	×光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価
1 設備量の算定	<p><u>(1)</u> コア局ごとに、CWDM10Gインターフェース数、共用收容ルータ対向10Gインターフェース数（当該局が收容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用L2SW対向10Gインターフェース数の合計数及びデータ系IP装置対向10Gインターフェース数の合計数（当該局が收容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用L2SW対向10Gインターフェース数、データ系IP装置対向10Gインターフェース数（当該局が收容局兼コア局の場合を除く。）及び閑門系ルータ対向10Gインターフェース数の合計）を共用コアルータ10Gボード数（当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ10Gインターフェース数（共用コアルータが100Gインターフェースを有する場合を除く。）及び閑門系ルータ対向10Gインターフェース数の合計）を共用コアルータ10Gボード数（当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ10Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙時帯域の合計を共用コアルータ最繁忙時帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>エ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル</p>	<p><u>(1)</u> コア局ごとに、CWDM10Gインターフェース数、共用收容ルータ対向10Gインターフェース数（当該局が收容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用L2SW対向10Gインターフェース数の合計数及びデータ系IP装置対向10Gインターフェース数の合計数（当該局が收容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用L2SW対向10Gインターフェース数、データ系IP装置対向10Gインターフェース数（当該局が收容局兼コア局の場合を除く。）及び閑門系ルータ対向10Gインターフェース数の合計）を共用コアルータ10Gボード数（当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ10Gインターフェース数（当該局が收容局兼コア局の場合を除く。）及び閑門系ルータ対向10Gインターフェース数の合計）を共用コアルータ10Gボード数（当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ10Gインターフェース数（当該局が收容局兼コア局の場合を除く。）及び閑門系ルータ対向10Gインターフェース数の合計）を共用コアルータ10Gボード数（当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙時帯域の合計を共用コアルータ最繁忙時帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙時帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>エ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル</p>

通信サービス、A D S L 地域 I P サービス、光 I P 電話及び光地域 I P サービスの最繁時パケット数の合計を共用コアルータ最繁時パケット数とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(2) (1)イの C W D M10G インタフェース数、共用収容ルータ対向 10G インタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及びコア局用 L 2 S W 対向 10G インタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの（QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものとの合計をメタル I P 音声系共用コアルータ（ユニット部）10G インタフェース数とする。

(2) (1)の共用コアルータ 10G インタフェース数を共用コアルータ 10G ボード当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ 10G ボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。

ア 共用コアルータ 10G ボード数を共用コアルータ 1 ユニット当たり最大 10G ボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）  
イ 共用コアルータ最繁時呼量帯域を共用コアルータ収容率及び共用コアルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）  
ウ 共用収容ルータ最繁時呼量パケット数を共用コアルータ収容率及び共用コアルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）  
(3) (1)イの 関門系ルータ対向 10G インタフェースから光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタル I P 音声系共用コアルータ（関門系ルータ対向部）10G インタフェース数とする。  
(4) (1)イの共用コアルータ 10G ボード数からデータ系サービスに係るもの（QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除し、インターフェース数比によりユニット部及び関門系ルータ対向部に配賦したものを、メタル I P 音声系共用コアルータ（ユニット部）10G ボード数及びメタル I P 音声系共用コアルータ（関門系ルータ対向部）10G ボード数とする。

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額</p> $= \frac{\text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}}{\text{音声系冗長化後共用コアルータ 10G ボード数} \times \text{共用コアルータ 10G ボード単価}}$ $+ \frac{\text{音声系冗長化後共用コアルータ 10G インタフェース数} \times \text{共用コアルータ 10G インタフェース単価}}{\text{音声系冗長化後共用コアルータ 10G ソフトウェア単価}}$ $+ \frac{\text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータソフトウェア単価}}{\text{音声系冗長化後共用コアルータソフトウェア単価}}$
コア局用 L 2 S W	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN 1 G ポート数及び CS 1 G ポート数の合計をコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用 L 2 S W 対向 10G インタフェース数をコア局用 L 2 S W 10G インタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数及びコア局用 L 2 S W 10G インタフェース数の合計をコア局用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局用 L 2 S W ユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数、コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数及びコア局用 L 2 S W ユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN 経由のデータ系サービスに係るもの（QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数、メタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数及びメタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W ユニット数とする。</p>
コア局用 L 2 S W	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN 1 G ポート数、CS 1 G ポート数、MGW 1 G ポート数、SGW 1 G ポート数及び MGIC 1 G ポート数の合計をコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数として、共用コアルータにおけるコア局用 L 2 S W 対向 10G インタフェース数をコア局用 L 2 S W 10G インタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数及びコア局用 L 2 S W 10G インタフェース数の合計をコア局用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局用 L 2 S W ユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数、コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数及びコア局用 L 2 S W ユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、PTN 経由の ADSL 地域 I P サービスに係るもの（最繁時呼量帶域比により算定するものとする。）を控除したものを、それぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数、音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数及び音声系冗長化後コア局用 L 2 S W ユニット数とする。</p>

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。

局ごとコア局用L2SW投資額

$$\begin{aligned}
 &= メタル1P音声系冗長化後コア局用L2SWユニット \\
 &\quad 数 \times コア局用L2SWユニット単価 \\
 &+ メタル1P音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース単価 \\
 &+ メタル1P音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース単価 \\
 &+ メタル1P音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数 \times コア局用L2SW1Gインタフェース単価
 \end{aligned}$$

する。

2 投資額の算定  
次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。

局ごとコア局用L2SW投資額

$$\begin{aligned}
 &= 音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数 \times コア局用L2SWユニット単価 \\
 &+ 音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース単価 \\
 &+ 音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース単価
 \end{aligned}$$

MGW

1 設備量の算定

(1) コア局ごとに、コア局ごとIC接続回線数から定まるMGWSTM-1ポート数について冗長化考慮したものと冗長化後MGWSTM-1ポート数とする。

(2) (1)の冗長化後MGWSTM-1ポート数をMGW取容率及びMGW1ユニット当たり最大STM-1ポート数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を冗長化後MGWユニット数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとMGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW投資額を算定する。

局ごとMGW投資額

$$\begin{aligned}
 &= (MGWユニット部投資額 + MGWユニット部ソフトウェア投資額) \\
 &+ (MGW回線依存部投資額 + MGW回線依存部ソフトウェア投資額) \\
 &= (冗長化後MGWユニット数 \times MGWユニット単価 + 元長化後MGWユニット数 \times MGWユニットソフトウェア単価) \\
 &+ (冗長化後MGWSTM-1ポート数 \times MGWSTM-1ポート数 \times MGWSTM-1ポートソフトウェア単価)
 \end{aligned}$$

MG C

1 設備量の算定

(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時呼数を当該区

域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時呼

数とし、これをMG C 収容率及びMG C 1 ユニット当たり最大

処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り

上げるものとする。）をMG C ユニット数とする。

(2) (1)のMG C ユニット数を冗長化考慮したものを冗長化後M

GC ユニット数とする。

(3) (1)のコア局当たり接続呼最繁時呼数をMG C 用データベース（以下「MG C 用DB」）という。）収容率及びMG C 用DB 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をMG C 用DB ユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを冗長化後MG C 用DB ユニット数とする。

## 2 投資額の算定

次の算定式により局ごとMG C 投資額を求め、全ての局につ

いて当該投資額を合算し、MG C 投資額を算定する。

局ごとMG C 投資額

$$= \text{冗長化後MG C ユニット数} \times \text{MG C ユニット単価} \\ + \text{冗長化後MG C ユニット数} \times \text{MG C ソフトウェア単価} \\ + \text{冗長化後MG C 用DB ユニット数} \times \text{MG C 用DB ユニット単価}$$

S G W

### 1 設備量の算定

(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時信号数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時信号数とし、これをSG W 1 リンク当たり信号数で除し（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当たり信号リンク数とする。

(2) コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSG W ユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後SG W ユニット数とする。

ア (1)のコア局当たり信号リンク数をSG W 収容率及びSG W 1 ユニット当たり最大リンク数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

イ 冗長化後SG W ユニット数をコア局当たりポイントコード数とし、これをSG W 収容率及びSG W 1 ユニット当た

		<p>り最大処理ポイントコード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとSGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとSGW投資額 =冗長化後SGWユニット数×SGWユニット単価 +冗長化後SGWユニット数×SGWソフトウェア単価</p>
信号用中継交換機	1 設備量の算定	<p>(1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合計を最繁時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをIC接続呼最繁時信号数とする。</p> <p>(2) (1)のIC接続呼最繁時信号数にICトランジット呼最繁時信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区域数で除したものをSTP(信号用中継交換機)という。以下同じ。) 最繁時信号数とする。</p> <p>(3) コア局当たり接続呼最繁時信号数から算定したコア局当たり信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、信号区域数で除したものとSTP渡り以外リンク数とする。</p> <p>(4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSTPユニット数とする。</p> <p>ア 当該局が属する信号区域のS TP渡り以外リンク数をS TP収容率及びS TP1ユニット当たり最大リンク数(S TP対当たり渡りリンク数を減じたもの。)で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 当該局が属する信号区域のS TP最繁時信号数をS TP1ユニット当たり処理信号数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>(5) S TP設置局ごとに、S TPユニット数にS TP対当たり渡りリンク数を乗じたものを当該局のS TP渡りリンク数とする。</p> <p>(6) S TP設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信号区域のS TP渡り以外リンク数及びS TP渡りリンク数の合計を当該局のS TPリンク数とする。S TP設置局がコア局</p>

<p>2 [1] 略</p> <p>2 P T N の設備量算定</p> <p>(1) P T N 設置局ごとに、当該局に取容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、A D S L 地域 I P サービス、専用線サービス、光 I P 電話及び光地域 I P サービス (P T N 設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る。) の最繁時帯域から算定されるP T N 低速インタフェース混在ポート数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ポート数とし、データ系サービスに係るもの (ポート容量比及びQ o S 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものと当該局のメタル I P 音声系冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ポート数とする。</p> <p>[2] 略</p> <p>(3) (2)のP T N ユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N ユニット数とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの (当該局が属するループごとにポート容量比及びQ o S 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものと当該局のメタル I P 音声系冗長化後 P T N ユニット数とする。</p> <p>[3] 同左</p> <p>(4) (2)のP T N ユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N ユニット数とし、A D S L 地域 I P サービス及び専用線サービスに係るもの (最繁時呼量帶域比により算定するものとする。) を控除したものと当該局の音声系冗長化後 P T N ユニット数とする。</p> <p>[4] 同左</p> <p>(5) (4)のP T N 10G 高速インタフェース数及びP T N 2.4G 高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N 10G 高速インタフェース数及び冗长化后 P T N 2.4G 高速インタフェース数とし、これらからそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの (当該局が属するループごとにポート容量比及びQ o S 制御係数を加味した最繁時呼量帶域比により算定するものとする。) を控除して当該投資額を合算し、S T P 投資額を求め、全ての局について当該投資額を算定する。</p>	<p>2 [1] 同左</p> <p>2 P T N の設備量算定</p> <p>(1) P T N 設置局ごとに、当該局に取容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、A D S L 地域 I P サービス及び専用線サービスの最繁時呼量帶域から算定されるP T N 低速インタフェース混在ポート数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ポート数とし、データ系に係るもの (ポート容量比により算定するものとする。) を控除したものと当該局の音声系冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ポート数とする。</p> <p>[2] 同左</p> <p>(1) P T N 設置局ごとに、当該局に取容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、A D S L 地域 I P サービス及び専用線サービスに係るもの (最繁時呼量帶域比により算定するものとする。) を控除して当該投資額を合算し、S T P 投資額 = S T P ユニット数 × S T P ユニット単価 + S T P リンク数 × S T P リンク単価</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

味した最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除し  
たものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 P TN 10G 高  
速インタフェース数及びメタル I P 音声系冗長化後 P TN  
2.4G 高速インタフェース数とする。

### 3 収容局設置 C WDM の設備量算定

(1) C WDM 設置収容局ごとに、C WDM が接続する共用収容  
ルータの設備量から C WDM 10G インタフェース数及び C W  
DM 低速 10G カード数を算定する。また、当該 C WDM が接  
続する専用線装置の設備量から C WDM STM-1 インタフ  
エース数及び C WDM 低速 S TM-1 カード数を算定する。  
C WDM 低速 10G カード数及び C WDM 低速 S TM-1 カー  
ド数の合計に 2 を乗じたものを当該局の C WDM 高速インタ  
フェース波長数とする。

#### 〔2〕 略

(3) 〔2〕の C WDM ユニット数からデータ系サービスに係るもの  
の (QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するも  
のとする。) 、光 I P 電話に係るもの (最繁時帯域比により  
算定するものとする。) 及び専用線サービスに係るもの (波長  
数比により算定するものとする。) を控除したものと当該  
局のメタル I P 音声系 C WDM ユニット数とし、これに冗長  
化考慮したものと当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C WD  
M ユニット数とする。

(4) 〔1〕の C WDM 低速 10G カード数からデータ系サービスに係  
るもの (QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定  
するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁時帯域  
比により算定するものとする。) を控除したものと当該局の  
メタル I P 音声系 C WDM 低速 10G カード数とし、これに冗  
長化考慮したものと当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W  
DM 低速 10G カード数とする。

[5] (1)の C WDM 10G インタフェース数からデータ系サービス  
に係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により  
算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁時  
帯域比により算定するものとする。) を控除したものと当該

除したものとそれぞれ当該局の音声系冗長化後 P TN 10G 高  
速インタフェース数及び音声系冗長化後 P TN 2.4G 高速イ  
ンタフェース数とする。

### 3 収容局設置 C WDM の設備量算定

(1) C WDM 設置収容局ごとに、C WDM が接続する共用収容  
ルータ及び光地域 I P 装置の設備量から C WDM 10G インタ  
フェース数及び C WDM 低速 10G カード数を算定する。また  
、当該 C WDM が接続する専用線装置の設備量から C WDM  
STM-1 インタフェース数及び C WDM 低速 S TM-1 カ  
ード数を算定する。C WDM 低速 10G カード数及び C WDM  
低速 S TM-1 カード数の合計に 2 を乗じたものを当該局の  
C WDM 高速インタフェース波長数とする。

#### 〔2〕 同左]

(3) 〔2〕の C WDM ユニット数を冗長化考慮したものと当該局の  
冗長化後 C WDM ユニット数とし、これから光地域 I P 装置  
(音声非共用分に限る。) 及び専用線装置に係るもの (波長  
数比により算定するものとする。) を控除し、さらに ADS  
L 装置及び光地域 I P 装置 (音声共用分に限る。) に係るも  
の (最繁時呼量帯域比により算定するものとする。) を控除  
したものと当該局の音声系冗長化後 C WDM ユニット数とす  
る。

(4) 〔1〕の C WDM 低速 10G カード数及び C WDM 10G インタフ  
エース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗  
長化後 C WDM 低速 10G カード数及び冗長化後 C WDM 10G  
インタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域 I P 装置  
(音声非共用分に限る。) に係るもの (インタフェース数比  
により算定するものとする。) を控除し、さらに ADS L 装  
置及び光地域 I P 装置 (音声共用分に限る。) に係るもの (最  
繁時呼量帯域比により算定するものとする。) を控除した  
ものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後 C WDM 低速 10G カ  
ード数及び音声系冗長化後 C WDM 10G インタフェース数と  
する。

#### [新設]

局のメタル I P 音声系 C WDM10G インタフェース数とし、  
これに冗長化考慮したものと当該局のメタル I P 音声系冗長  
化後 C WDM10G インタフェース数とする。

#### 4 コア局設置 C WDM の設備量算定

##### (1) コア局ごとに、当該局に属する C WDM 設置収容局のメタ

ル I P 音声系 C WDM10G インタフェース数、メタル I P 音  
声系 C WDM 低速10G カード数及びメタル I P 音声系 C WDM  
ユニット数（当該コア局設置 C WDM に対向するものに限  
る。）を、それぞれ全ての当該局に属する C WDM 設置収容  
局について合算したものを、当該局のメタル I P 音声系収容  
局対向 C WDM10G インタフェース数、メタル I P 音声系収  
容局対向 C WDM 低速10G カード数及びメタル I P 音声系収  
容局対向 C WDM ユニット数とする。

##### (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電

話、総合デジタル通信サービス、A D S L 地域 I P サービス  
及び光 I P 電話及び光地域 I P サービスの最繁時帯域から定ま  
るコア局渡り C WDM10G インタフェース数を C WDM 低速  
10G カード当たり最大収容インターフェース数で除したもの（  
1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡  
り C WDM 低速10G カード数とする。

(3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時帯域から定  
まるコア局渡り C WDM S T M - 1 インタフェース数を C W  
DM 低速 S T M - 1 カード当たり最大収容 S T M - 1 インタ  
フェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上  
ものとする。）をコア局渡り C WDM 低速 S T M - 1 カード  
数とする。

##### [4] 略

##### (5) (2)のコア局渡り C WDM10G インタフェース数からデータ

系サービスに係るもの（Q o S 制御係数を加味した最繁時帶  
域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るも  
の（最繁時帶域比により算定するものとする。）を控除した  
ものをメタル I P 音声系コア局渡り C WDM10G インタフェ  
ース数とし、これに(1)のメタル I P 音声系収容局対向 C W  
DM10G インタフェース数を加えたものを、当該局のメタル I  
P 音声系冗長化後 C WDM10G インタフェース数とする。

##### (6) (2)のコア局渡り C WDM 低速10G カード数からデータ系サ

ービスに係るもの（Q o S 制御係数を加味した最繁時帶域比

#### 4 コア局設置 C WDM の設備量算定

##### (1) C WDM 設置収容局は 2 つのコア局に帰属するものとし、

コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該  
局に属する C WDM 設置収容局の C WDM10G インタフェー  
ス数、C WDM 低速10G カード数及び C WDM ユニット数に  
ついてそれぞれデータ系控除後に合計したものと音声系収容  
局対向 C WDM10G インタフェース数、音声系収容局対向 C  
WDM 低速10G カード数及び音声系収容局対向 C WDM ユニ  
ット数とする。

##### (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電

話、総合デジタル通信サービス、A D S L 地域 I P サービス  
及び光地域 I P サービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局  
渡り C WDM10G インタフェース数を C WDM 低速10G カー  
ド当たり最大収容インターフェース数で除したもの（1に満た  
ない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡り C W  
DM 低速10G カード数とする。

(3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時呼量帯域か  
ら定まるコア局渡り C WDM S T M - 1 インタフェース数を  
C WDM 低速 S T M - 1 カード当たり最大収容 S T M - 1 イ  
ンタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上  
げるものとする。）をコア局渡り C WDM 低速 S T M - 1 カ  
ード数とする。

##### [4] 同上

##### (5) (2)及び(4)で算定したコア局渡り C WDM10G インタフェー

ス数、コア局渡り C WDM 低速10G カード数及びコア局渡り  
C WDM ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（イン  
タフェース数及び最繁時呼量帯域比により算定するものと  
する。）を控除したものと音声系コア局渡り C WDM10G イ  
ンタフェース数、音声系コア局渡り C WDM 低速10G カード  
数及び音声系コア局渡り C WDM ユニット数とする。

##### (6) 局ごとに、(1)及び(5)で算定した音声系 C WDM10G インタ

フェース数、音声系 C WDM 低速10G カード数及び音声系 C

により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したもの(メタル I P 音声系コア局渡り C W D M 低速10G カード数とし、これに(1)のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 低速10G カード数をえたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 低速10G カード数とする。

(7) (4)のコア局渡り C W D M ユニット数からデータ系サービスに係るもの( QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) 、光 I P 電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。) 及び専用線サービスに係るもの(波長数比により算定するものとする。) を控除したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M ユニット数として、これに(1)のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M ユニット数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニット数とする。

[削る]

W D M ユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後 C W D M 10G インタフェース数、音声系冗長化後 C W D M 低速10G カード数及び音声系冗長化後 C W D M ユニット数とする。

[新設]

5 X C M (クロスコネクト装置をいう。以下同じ。) の設備量算定

- (1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局の I C 接続回線数とし、これをチャネル切上単位(52M)、伝送装置取容率及び X C M 1 ユニット当たり 52M パス数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を当該局の X C M ユニット数とする。
- (2) (1)の I C 接続回線数及び X C M ユニット数を基に、 X C M 局内 156M インタフェース数、 X C M 局間 52M インタフェース数、 X C M 局間 156M インタフェース数、 X C M 増設リンク数、 X C M 空間スイッチユニット数、 X C M 基本架数及び X C M 接続架数を算定する。

5 投資額の算定  
次の算定式により局ごと P T N 投資額及び局ごと C W D M 投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、 P T N 投資額及び C W D M 投資額を算定する。

局ごと P T N 投資額  
= (メタル I P 音声系冗長化後 P T N 低速インターフェース混在ボーダー数 × P T N 低速混在インターフェースボーダー単価

6 投資額の算定  
次の算定式により局ごと P T N 投資額、局ごと C W D M 投資額及び局ごと X C M 投資額を求める、全ての局についてそれら投資額を合算し、 P T N 投資額、 C W D M 投資額及び X C M 投資額を算定する。

	$\begin{aligned} & \text{一ド単価} \\ & + \frac{\text{メタルIP音声系冗長化後PTNユニット数} \times \text{PTNユニット単価}}{\text{PTNユニット単価}} \\ & + \frac{\text{メタルIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インターフェース数} \times \text{PTN2.4G高速インターフェースポート単価}}{\text{PTN2.4G高速インターフェースポート単価}} \\ & + \frac{\text{メタルIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェースポート単価}}{\text{PTN10G高速インタフェースポート単価}} \\ & \quad \times (1 + \text{クロック供給装置投資額加算率}) \\ & = (\text{メタルIP音声系冗長化後C WDMユニット数} \times \text{C WDMユニット単価} \\ & \quad + \text{メタルIP音声系冗長化後C WDM低速10Gカード数} \times \text{C WDM低速10Gカード単価} \\ & \quad + \text{メタルIP音声系冗長化後C WDM10Gインターフェース数} \times \text{C WDM10Gインターフェース単価}) \\ & \quad \times (1 + \text{クロック供給装置投資額加算率}) \end{aligned}$
中間中継伝送装置	$\begin{aligned} & \text{局ごとC WDM投資額} \\ & = (\text{音声系冗長化後C WDMユニット数} \times \text{C WDMユニット単価} \\ & \quad + \text{音声系冗長化後C WDM低速10Gカード数} \times \text{C WDM低速10Gカード単価} \\ & \quad + \text{音声系冗長化後C WDM10Gインターフェース数} \times \text{C WDM10Gインターフェース単価}) \\ & \quad \times (1 + \text{クロック供給装置投資額加算率}) \\ & = \text{X CM基本架数} \times \text{X CM基本架単価} \\ & \quad + \text{X CM接続架数} \times \text{X CM接続架単価} \\ & \quad + \text{X CM局内156Mインターフェース数} \times \text{X CM局内156Mインターフェース単価} \\ & \quad + \text{X CM局間52Mインターフェース数} \times \text{X CM局間52Mインターフェース単価} \\ & \quad + \text{X CM局間156Mインターフェース数} \times \text{X CM局間156Mインターフェース単価} \\ & \quad + \text{X CM増設リンク数} \times \text{X CM増設リンク単価} \\ & \quad + \text{X CM空間スイッチユニット数} \times \text{X CM空間スイッチユニット単価} \\ & \quad \times \text{X CMユニット数} \times \text{X CMユニット単価} \end{aligned}$
中間中継伝送装置	$\begin{aligned} & \text{1 収容局とコア局間に設置するC WDM用中間中継伝送装置の設備量の算定} \\ & \text{C WDMを設置する收容局ごとに、收容局とコア局間の伝送距離をC WDM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、メタルIP音声系冗長化後C WDMユニット数を乗じたもの} \\ & \quad \times \text{音声系冗長化後C WDMユニット数} \end{aligned}$

乗じたものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とする。

## 2 コア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量の算定

C W D M を設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離を C W D M 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、当該区間のメタル I P 音声系コア局渡り C W D M ユニット数を乗じたものを当該区間のメタル I P 音声系 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。

## 3 P T N 用中間中継伝送装置の設備量の算定

P T N による伝送の経路となるループごとに、ループ延長を P T N 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当該ループに属する P T N 設置局数を減じ、当該ループに係る中継伝送用光回線の心線数（データ系サービスに係るもの（QoS 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するもの）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものとする。）を乗じたものを当該ループのメタル I P 音声系 P T N 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内 P T N 設置局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとする。）を控除したものとする。）を乗じたものを当該ループのメタル I P 音声系 P T N 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内 P T N 設置局がある場合には当該ループ内 P T N 設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ループ内に P T N 設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。

## 4 中間中継伝送装置の設備量の算定

1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。

### 5 投資額の算定

次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。

$$\text{局ごと中間中継伝送装置投資額} = \text{音声系中間中継伝送装置ユニット数} \times \text{中間中継伝送装置ユニット単価}$$

を当該局の音声系冗長化後 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とする。

## 2 コア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量の算定

C W D M を設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離を C W D M 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、当該区間の音声系コア局渡り C W D M ユニット数を乗じたものを当該区間の音声系 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。

## 3 P T N 用中間中継伝送装置の設備量の算定

P T N を設置するループごとに、ループ延長を P T N 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当該ループに属する P T N 局数を減じ、当該ループの P T N リング心線数（音声系に係るものに限る。）を乗じたものを当該ループの音声系 P T N 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内の P T N 局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。

## 4 中間中継伝送装置の設備量の算定

1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。

### 5 投資額の算定

次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。

$$\text{局ごと中間中継伝送装置投資額} = \text{音声系中間中継伝送装置ユニット数} \times \text{中間中継伝送装置ユニット単価}$$

(1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数（音声サービス（アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光IP電話をいう。）の回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容音声サービス回線数とし、これをCS収容率及びCS1ユニット当たり最大処理回線数で除したもの（1に満たない端数は切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局のCSユニット数とする。

(2) (1)のCSユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CSユニット数とし、光IP電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CSユニット数とする。

(3) 中継区域ごとに、メタルIP電話回線数（アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものと、当該区域に属するコア局のCS収容メタルIP電話回線数とし、これにCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS収容メタルIP電話回線数とする。

## 2 CS用データベース（以下「CS用DB」という。）の設備量の算定

(1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS音声サービス最繁時呼数とし、これをCS用DB収容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局のCS用DBユニット数とする。

(2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニット数とし、光IP電話に係るもの（最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数とする。

## 3 投資額の算定

次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額（光IP電話に係るもの）を加え、CS投資額を

算定する。

局ごとCS投資額  
=メタルIP音声系冗長化後CSユニット数×CSユニット単価

+冗長化後CS取容メタルIP電話回線数×CS1回  
端当たり単価

+メタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数×  
CS用DBユニット単価

閑門系ルータ	1 設備量の算定
	<p>(1) 相互接続局ごとに、次のアからウまでにより求めた閑門系ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の閑門系ルータユニット数とする。</p> <p>ア 閑門系ルータ10Gインタフェース数（コア局対向10Gインターフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインターフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数の合計をいう。）を閑門系ルータ10Gボード当たり最大取容インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を閑門系ルータ10Gボード数とし、閑門系ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 当該相互接続局の最繁時帯域を閑門系ルータ取容率及び閑門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 当該相互接続局の最繁時ペケット数を閑門系ルータ取容率及び閑門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁時ペケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)アのコア局対向10Gインタフェース数、共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除し、合計したものを、当該</p>

局のメタル I P 音声系閑門系ルータ10G インタフェース数とする。

- (3) (1)アの閑門系ルータ10G ボード数から光 I P 電話に係るもの（（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したもの）を、メタル I P 音声系閑門系ルータ10G ボード数とする。

- (4) (1)の閑門系ルータユニット数から光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したもの（を、メタル I P 音声系閑門系ルータユニット数とする。

## 2 投資額の算定

次の算定式により、局ごと閑門系ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、閑門系ルータ投資額を算定する。

### 局ごと閑門系ルータ投資額

$$\begin{aligned} &= \text{メタル I P 音声系閑門系ルータユニット数} \times \text{閑門系ルータユニット単価} \\ &+ \text{メタル I P 音声系閑門系ルータ10G ボード数} \times \text{閑門系ルータ10G ボード単価} \\ &+ \text{メタル I P 音声系閑門系ルータ10G インタフェース数} \times \text{閑門系ルータ10G インタフェース単価} \\ &+ \text{メタル I P 音声系閑門系ルータユニット数} \times \text{閑門系ルータソフトウェア単価} \end{aligned}$$

相互接続局用 L 2 SW	1 設備量の算定
---------------	----------

- (1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用 1G インタフェース数に相互接続局用 L 2 SW 予備 1G インタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用 L 2 SW 1G インタフェース数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系相互接続局用 L 2 SW 1G インタフェース数とする。
- (2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用 10G インタフェース数及び閑門系ルータ対向 10G インタフェース数の合計に相互接続局用 L 2 SW 予備 10G インタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用 L 2 SW 10G インタフェース数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系相互接続局用 L 2 SW 10G インタフェース数とする。
- (3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用 L 2 SW 1G インタフェ

<b>S B C</b>	<p><b>1 設備量の算定</b></p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数（接続呼）に係るものに限る。）をS B C取容率及びS B C呼処理部1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したものを、当該局のS B Cユニット（呼処理部）数とする。ただし、当該局に設置するS B Cの設備量がS B C 1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、S B Cユニット（呼処理部）数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量（接続呼）に係るものに限る。）から算定したS B C同時接続数をS B C取容率及びS B Cセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものと、当該局のS B Cユニット（セッション管理部）数とする。ただし、当該局に設置するS B Cの設備量がS B C 1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、S B Cユニット（セッション管理部）数は0とする。</p> <p>(3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量（接続呼）に係るものに限る。）を当該局の相互接続局用L 2 SWユニット数とし、光I P電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルI P音声系相互接続局用L 2 SWユニット数とする。</p>
<b>投資額の算定</b>	<p>次の算定式により、局ごと相互接続局用L 2 SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用L 2 SW投資額を算定する。</p> <p>局ごと相互接続局用L 2 SW投資額</p> $= \text{メタルI P音声系相互接続局用L 2 SWユニット数} \times \\ \text{相互接続局用L 2 SWユニット単価} \\ + \text{メタルI P音声系相互接続局用L 2 SW1Gインタフェース数} \times \text{相互接続局用L 2 SW1Gインタフェース単価} \\ + \text{メタルI P音声系相互接続局用L 2 SW10Gインタフェース数} \times \text{相互接続局用L 2 SW10Gインタフェース単価}$

のに限る。) を SBCセッション数とし、これを SBC取容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セッション数で除したものと、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする。

- (4) (1)のSBCユニット(呼処理部)数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数とする。
- (5) (2)のSBCユニット(セッション管理部)数及び(3)のSBCユニット数から、それぞれ光IP電話に係るもの(当該局の最繁時帶域比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数及びメタルIP音声系SBCユニット数とする。

## 2 投資額の算定

次の算定期式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{局ごとSBC投資額} \\ &= (\text{メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数} \times \\ &\quad \text{SBCユニット(呼処理部)単価}) + \text{メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数} \times \text{SBCユニット(セッション管理部)単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系SBCユニット数} \times \text{SBCユニット(セッション管理部)単価} \\ &\quad \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) \\ &+ (\text{メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数} \times \text{SBCユニット(呼処理部)ソフトウェア単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数} \times \text{SBCユニット(セッション管理部)ソフトウェア単価} \\ &\quad + \text{メタルIP音声系SBCユニット数} \times \text{SBCユニット単価} \\ &\quad + \text{SBC同時接続数} \times \text{SBC同時接続数} \times \text{ソフトウェア単価}) \\ &+ \text{SBC同時接続数} \times \text{SBC同時接続数} \times \text{ソフトウェア単価} \end{aligned}$$

E N U M サーバ	$\times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率})$
1 設備量の算定	<p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したE N U M クエリ数をE N U M サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものと、当該局のE N U M サーバユニット数とする。ただし、当該局にE N U M ・ D N S 共通サーバを設置する場合には、E N U M サーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したE N U M クエリ数及びD N S クエリ数を合計したものをE N U M ・ D N S 共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものと、当該局のE N U M ・ D N S 共通サーバユニット数とする。ただし、当該局にE N U M サーバ及びD N S サーバを設置する場合には、E N U M ・ D N S 共通サーバユニット数は0とする。</p> <p>(3) (1)のE N U M サーバユニット数から光I P電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルI P音声系E N U M サーバユニット数とする。</p> <p>(4) (2)のE N U M ・ D N S 共通サーバユニット数からD N S に係るもの（クエリ数比により算定するものとする。）及び光I P電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルI P音声系E N U M ・ D N S 共通サーバユニット数（E N U M 相当分）とする。</p>
2 投資額の算定	<p>次の算定式により、局ごとE N U M サーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、E N U M サーバ投資額を算定する。</p> $  \begin{aligned}  &\text{局ごとE N U M サーバ投資額} \\  &= (\text{メタルI P音声系E N U M サーバユニット数} \times E N U M \text{ユニット単価} \\  &\quad + \text{メタルI P音声系E N U M ・ D N S 共通サーバユニット数(E N U M相当分)} \times E N U M \cdot D N S \text{共通サーバユニット単価}) \\  &\quad \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率})  \end{aligned}  $

D N S サーバ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したD N S クエリ数をD N S サーバ1 ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものと、当該局のD N S サーバユニット数とする。ただし、当該局にE N U M ・ D N S 共通サーバを設置する場合には、D N S サーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) (1)のD N S サーバユニット数から光I P電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除了したものを、当該局のメタルI P音声系D N S サーバユニット数とする。</p> <p>(3) E N U M サーバの設備量の算定において求めたE N U M ・ D N S 共通サーバユニット数からE N U M に係るもの（クエリ数比により算定するものとする。）及び光I P電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除了したものを、メタルI P音声系E N U M ・ D N S 共通サーバユニット数（D N S相当分）とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定期式により、局ごとD N S サーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、D N S サーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとD N S サーバ投資額</p> $= (\text{メタルI P音声系D N S サーバユニット数} \times \text{D N S ユニット単価} + \text{メタルI P音声系E N U M ・ D N S 共通サーバユニット数 (D N S相当分)} \times \text{E N U M ・ D N S 共通サーバユニット単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率})$
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>+ (メタル I P 音声系 D N S サーバユニット数 × D N S ユニット当たりソフトウェア単価 + メタル I P 音声系 E N U M ・ D N S 共通サーバユニット数 (D N S 相当分) × E N U M ・ D N S 共通サーバユニットソフトウェア単価 + D N S クエリ数 × D N S クエリ当たりソフトウェア単価)</p>
<p>× (1 + 相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>

<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定</p>
<p>〔(1)～(3) 略〕</p>

(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光I P電話に係るものを探除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音声系 架空メタルケーブル対km、メタル I P 音声系 架空メタルケーブル延長km、メタル I P 音声系 地下メタルケーブル対km及びメタル I P 音声系 地下メタルケーブル延長kmとする。

## 2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

〔(1)～(5) 略〕

(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光I P電話に係るものを探除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音声系 架空メタルケーブル対km、メタル I P 音声系 架空メタルケーブル延長km、メタル I P 音声系 地下メタルケーブル対km及びメタル I P 音声系 地下メタルケーブル延長kmとする。

## 2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

〔(1)～(5) 同左〕

(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを探除したものを当該局の種別ごとの音声系 架空メタルケーブル対km、音声系 架空メタルケーブル延長km、音声系 地下メタルケーブル対km及び音声系 地下メタルケーブル延長kmとする。

## 3 投資額の算定

〔同左〕

次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求めて、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。

局ごと種別ごとメタルケーブル投資額  
= 当該種別メタル I P 音声系 架空メタルケーブル対km × 当該種別メタルケーブル対km単価  
+ 当該種別メタル I P 音声系 架空メタルケーブル延長km × 当該種別メタルケーブル延長km単価

局ごと種別ごとメタルケーブル投資額  
= 当該種別音声系 架空メタルケーブル対km × 当該種別架空メタルケーブル対km単価  
+ 当該種別音声系 架空メタルケーブル延長km × 当該種別架空メタルケーブル延長km単価

	<p>+ 当該種別メタル I P 音声系地下メタルケーブル対km × 当該種別 km × 当該種別地下メタルケーブル対km単価</p> <p>+ 当該種別メタル I P 音声系地下メタルケーブル延長 km × 当該種別地下メタルケーブル延長km単価</p>
加入系光ケーブル	<p>[1 略]</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>〔1～5 略〕</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光 I P電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音声系架空光ケーブル心km、メタル I P 音声系架空光ケーブル延長km、メタル I P 音声系地下光ケーブル心km及びメタル I P 音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p>
加入系光ケーブル	<p>[1 同左]</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>〔1～5 同左〕</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータに係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心km、音声系架空光ケーブル延長km、音声系地下光ケーブル心km及び音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p>
加入系光ケーブル	<p>3 投資額の算定</p> <p>局ごと光ケーブル投資額</p> $= メタル I P 音声系加入系架空光ケーブル心km × 加入系架空光ケーブル心km単価 + メタル I P 音声系加入系架空光ケーブル延長km × \frac{加入系架空光ケーブル延長km単価 + 加入系光ケーブル延長km災害対策分単価}{メタル I P 音声系加入系地下光ケーブル心km単価} + 系地下光ケーブル心km単価 + メタル I P 音声系加入系地下光ケーブル延長km単価 + 加入系地下光ケーブル延長km単価 + 加入系光ケーブル延長km災害対策分単価)$
中継系光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、当該収容局の C W D M ユニット数に C W D M 1 ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(4) ループごとに、PTN リング数に PTN 高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループの PTN リング心</p>
中継系光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、冗長化後 C W D M ユニット数に C W D M 1 ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>〔2・3 同左〕</p> <p>(4) ループごとに、PTN リング数に PTN 高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループの PTN リング心</p>

線数とする。

(3)のC W D M心線数、(4)のP T N リング心線数、中継ダ

クファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル心線数とする。

(5) (5)の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(5)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

(6) (5)の光ケーブル条数を光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル心線数とする。光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

(7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心线数及び光ケーブル延長kmとする。

(8) (7)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継路架空比率により架空と地下に割り当てるものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。

(9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光

I P電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繊時帯域比により算定するものとする。）を控除したものとを当該ループのメタル I P 音声系中継系架空光ケーブル心km、メタル I P 音声系中継系地下光ケーブル心km及びメタル I P 音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。

2 投資額の算定

次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。

ループごと光ケーブル投資額

線数とし、これら心線数と、P T Nを共有しないデータ系心線数、(3)のC W D M心線数、中継データ系心線数及び光予備心線数を合計したものとを当該ループの必要心線数とする。

〔新設〕

(5) (4)の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル心線数とする。光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

(6) ループごとに、(5)の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。

(7) (6)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継路架空比率により架空と地下に割り当てるものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。

(8) ループごとに、(7)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系に係るもの（心線数により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心km、音声系中継系架空光ケーブル延長km、音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。

2 投資額の算定

〔同左〕

ループごと光ケーブル投資額

		$= \frac{\text{メタル I P 音声系}}{\text{架空光ケーブル心km}} \times \text{中継系架空光ケーブル心km} + \frac{\text{メタル I P 音声系}}{\text{中継系架空光ケーブル延長km}} \times \text{中継系架空光ケーブル延長km}$ + $\frac{\text{メタル I P 音声系}}{\text{中継系地下光ケーブル心km}} \times \text{中継系地下光ケーブル心km}$ + $\frac{\text{メタル I P 音声系}}{\text{中継系地下光ケーブル延長km}} \times \text{中継系地下光ケーブル延長km}$
	1 設備量の算定	〔(1)～(5) 略〕
	2 投資額の算定	(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間にについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービスに係るもの及び光I P電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものと当該ループのメタルI P音声系有中継海底光ケーブル心km、メタルI P音声系有中継海底光ケーブル延長km、メタルI P音声系無中継海底光ケーブル心km及びメタルI P音声系無中継海底光ケーブル延長kmとする。
	1 設備量の算定	〔(1)～(5) 同左〕
	2 投資額の算定	(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間にについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心km、音声系有中継海底光ケーブル延長km、音声系無中継海底光ケーブル延長kmとする。
海底光ケーブル	1 設備量の算定	〔(1)～(5) 略〕
海底光ケーブル	1 設備量の算定	〔(1)～(5) 同左〕
海底中間中継伝送	1 設備量の算定	〔(1)～(5) 略〕
海底中間中継伝送	1 設備量の算定	〔(1)～(5) 略〕

<p><b>装置</b></p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間にについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除了したものを当該ループの<u>海底中間中継伝送装置数</u>とする。</p> <p>〔(3) 同左〕</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除了したものを当該局の<u>音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ <p>局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額</p> $= \text{音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
<p><b>無線伝送装置</b></p> <p>1 設備量の算定</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービス及び光I P電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものと当該局の<u>音声系変復調回線切替装置ユニット数、音声系変復調回線切替装置架数、音声系無線送受信装置ユニット数及び音声系無線送受信装置架数</u>とする。</p>
<p><b>無線伝送装置</b></p> <p>1 設備量の算定</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除了したものを当該局の<u>音声系変復調回線切替装置ユニット数、音声系変復調回線切替装置架数、音声系無線送受信装置ユニット数及び音声系無線送受信装置架数</u>とする。</p>

		2 投資額の算定 〔同左〕
2	投資額の算定	<p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \frac{\text{音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}}{\text{音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価}}$ $+ \frac{\text{音声系無線送受信装置ユニット数} \times \text{無線送受信装置ユニット単価}}{\text{音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架・共通部単価}}$ $+ \frac{\text{音声系インタフェース装置架数} \times \text{インタフェース装置単価}}{\text{音声系インタフェース装置架・共通部単価}}$
1	設備量の算定	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置又は衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘査して求められた52Mバス数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置インタフェース数とする。</p> <p>〔2〕 略</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光1P電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繊時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル1P音声系インタフェース変換装置ユニット数及びメタル1P音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。</p>
2	投資額の算定	<p>2 の算定期により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとインタフェース変換装置投資額</p> $= \frac{\text{音声系インタフェース変換装置ユニット数} \times \text{インタフェース変換装置ユニット単価}}{\text{音声系インタフェース変換装置インタフェース数} \times \text{インタフェース変換装置インタフェースポート単価}}$
		局ごとインタフェース変換装置投資額

		ポート単価
無線アンテナ	1 設備量の算定	
	〔1〕 略	
	(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系無線アンテナ数とする。	
	2 投資額の算定	
	次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。 局ごと無線アンテナ投資額 = メタルIP音声系無線アンテナ数 × アンテナ単価	
無線鉄塔	1 設備量の算定	
	〔1〕 略	
	(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数及びメタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。	
	2 投資額の算定	
	次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと無線鉄塔投資額 = メタルIP音声系地上設置用無線鉄塔数 × 地上設置用鉄塔単価 + メタルIP音声系屋上設置用無線鉄塔数 × 屋上設置用鉄塔単価	
衛星通信設備	1 設備量の算定	
	〔1～3〕 略	
	(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御	
衛星通信設備	1 設備量の算定	
	〔1～3〕 同左	
	(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）	

	<p>係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものと当該局の<u>音声系トランスポンダ数</u>、<u>音声系衛星送受信装置架数</u>、<u>音声系衛星アンテナ数</u>及び<u>音声系衛星回線制御装置架数</u>とする。</p>
2 投資額の算定	<p>次の算定期により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額</p> $= \underline{\text{メタルIP音声系トランスポンダ数}} \times \underline{\text{トランスポンダ単価}}$ $+ \underline{\text{メタルIP音声系T DMA装置架数}} \times \underline{\text{T DMA装置架単価}}$ $+ \underline{\text{メタルIP音声系衛星送受信装置架数}} \times \underline{\text{衛星送受信装置架単価}}$ $+ \underline{\text{メタルIP音声系衛星アンテナ数}} \times \underline{\text{衛星アンテナ単価}}$ $+ \underline{\text{メタルIP音声系衛星回線制御装置架数}} \times \underline{\text{衛星回線制御装置架単価}}$
2 投資額の算定 〔同左〕	<p>局ごと衛星通信設備投資額</p> $= \underline{\text{音声系トランスポンダ数}} \times \underline{\text{トランスポンダ単価}}$ $+ \underline{\text{音声系T DMA装置架数}} \times \underline{\text{T DMA装置架単価}}$ $+ \underline{\text{音声系衛星送受信装置架数}} \times \underline{\text{衛星送受信装置架単価}}$ $+ \underline{\text{音声系衛星アンテナ数}} \times \underline{\text{衛星アンテナ単価}}$ $+ \underline{\text{音声系衛星回線制御装置架数}} \times \underline{\text{衛星回線制御装置架単価}}$
加入系電柱 1 設備量の算定	<p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものと当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るものと控除したものと当該局のメタルIP音声系加入系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定期により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額 = <u>メタルIP音声系加入系電柱本数</u> × <u>電柱単価</u> × <u>電柱共架率</u></p>
加入系電柱 1 設備量の算定 〔同左〕	<p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものと当該局の電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごと加入系電柱投資額 = <u>音声系加入系電柱本数</u> × <u>加入系電柱単価</u> × <u>電柱共架率</u></p>
中継系電柱 1 設備量の算定	<p>ループごとに、中継系管路亘長km(離島設備の適用区間を除く。)に中継線路架空比率を乗じて中継系電柱間隔で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域</p>

比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループ

メタル I P 音声系中継系電柱本数とする。

## 2 投資額の算定

次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。

$$\text{ループごと中継系電柱投資額} = \frac{\text{メタル I P 音声系}}{\text{中継系電柱本数}} \times \text{中継系電柱単価}$$

加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕～〔3〕略</p> <p>(4) (3)の加入系管路条km、加入系管路亘長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光I P電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルI P音声系加入系管路条km、メタルI P音声系加入系管路亘長km及びメタルI P音声系インナーパイプ延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路亘長kmとする。</p> <p>2 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路亘長kmとし、光ケーブル条数を1管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を管路条数とし、中継系管路亘長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。</p> <p>〔新設〕</p>

中継系電柱本数とする。

## 2 投資額の算定

〔同左〕

$$\text{ループごと中継系電柱投資額} = \frac{\text{音声系}}{\text{中継系}} \times \text{中継系電柱本数} \times \text{中継系電柱単価}$$

中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路亘長kmとし、光ケーブル条数を1管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を管路条数とし、中継系管路亘長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。</p> <p>〔新設〕</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路亘長kmとし、光ケーブル条数を1管路当たり最大ケーブル条数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を管路条数とし、中継系管路亘長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。</p>

管路条数とし、これに中継系管路亘長kmを乗じたものを中継系管路条kmとする。

(3) (1)及び(2)で算定した中継系管路条km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系にし、データ系サービス及び光1P電話に係るもの（心線比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものと当該ループのメタル1P音声系中継系管路条km及びメタル1P音声系中継系管路亘長kmとする。

## 2 投資額の算定

次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該ループが属する都道府県の値とする。

ループごと中継系管路投資額

$$= \frac{\text{メタル1P音声系中継系管路条km} \times (\text{中継系管路条km})}{\text{長km当たり単価}} + \frac{\text{メタル1P音声系中継系管路亘長km} \times \text{中継系管路亘長km}}{\text{長km当たり単価}}$$

## 加入系中口径管路

### 1 設備量の算定

〔1〕・〔2〕略

(3) 局ごとに、中口径管路亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光1P電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル1P音声系加入系中口径管路亘長kmとする。

## 2 投資額の算定

次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。

$$\text{局ごと加入系中口径管路投資額} = \frac{\text{メタル1P音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km}}{\text{長km当たり単価}}$$

## 加入系中口径管路

### 1 設備量の算定

〔1〕・〔2〕同左

(3) 局ごとに、中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率（電柱本数比率と管路延長比率とのいざれか大きい比率をいう。以下同じ。）により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路亘長kmとする。

## 2 投資額の算定

次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。

$$\text{局ごと加入系中口径管路投資額} = \frac{\text{音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km}}{\text{長km当たり単価}}$$

## 中継系中口径管路

### 1 設備量の算定

(1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものと局ごと及びループ

### 1 設備量の算定

〔1〕 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。

	<p>(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと中口径管路亘長kmに中口径管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中口径管路亘長kmとする。</p>
2 投資額の算定	<p>次の算定式によりループごと中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中口径管路投資額を算定する。</p> <p>ループごと中口径管路投資額  <math>= メタルIP音声系中口径管路亘長km \times 中口径管路亘長km当たり単価</math></p>
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したもの当該局のメタルIP音声系加入系共同溝亘長kmとする。</p>
2 投資額の算定	<p>次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額  <math>= メタルIP音声系加入系共同溝亘長km \times 共同溝亘長km当たり単価</math></p>
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したもの局ごと及びループごと共同溝亘長kmとする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごと共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループ</p>
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1)の共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝亘長kmとする。</p>

		<p>のメタルIP音声系中継系共同溝亘長kmとする。</p>
2	投資額の算定	<p>次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系共同溝投資額 =メタルIP音声系中継系共同溝亘長km×共同溝亘長km 当たり単価</p>
	加入系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕略〕</p> <p>(2) 局ごとに、とう道亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系とう道亘長kmとする。</p>
2	投資額の算定	<p>次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額 =メタルIP音声系加入系とう道亘長km×(とう道亘長km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価)</p>
	中継系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごととう道亘長kmとする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごとループごととう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系とう道亘長kmとする。</p>
2	投資額の算定	<p>次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。</p>
	加入系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕同左〕</p> <p>(2) 局ごとに、とう道亘長kmから中継系とう道亘長kmを控除しデータ系に係るもの(加入系音声比率により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系とう道亘長kmとする。</p>
2	投資額の算定	<p>〔同左〕</p> <p>局ごと加入系とう道投資額 =音声系加入系とう道亘長km×(とう道亘長km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価)</p>
	中継系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。</p> <p>(2) ループごとに、(1)のとう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系とう道亘長kmとする。</p>
2	投資額の算定	<p>投資額の算定</p> <p>〔同左〕</p>

		<p>ループごと中継系とう道投資額 = <u>音声系</u> 中継系とう道亘長km × (とう道亘長km当たり単価 + とう道亘長km当たり災害対策増分単価 )</p>
電線共同溝	1 設備量の算定 〔(1)・(2) 略〕 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したもの(それを除したもの)を当該局の <u>メタルIP音声系</u> 電線共同溝延長kmとする。	<p>ループごと中継系とう道投資額 = <u>音声系</u> 中継系とう道亘長km × (とう道亘長km当たり単価 + とう道亘長km当たり災害対策増分単価 )</p>
電線共同溝	1 設備量の算定 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したもの(それを除したもの)を当該局の <u>音声系</u> 電線共同溝延長kmとする。	<p>ループごと中継系とう道投資額 = <u>音声系</u> 中継系とう道亘長km × (とう道亘長km当たり単価 + とう道亘長km当たり災害対策増分単価 )</p>
自治体管路	2 投資額の算定 〔2 略〕 次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。 局ごと電線共同溝投資額 = <u>メタルIP音声系</u> 電線共同溝延長km × 電線共同溝延長km当たり単価	<p>2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと電線共同溝投資額 = <u>音声系</u> 電線共同溝延長km × 電線共同溝延長km当たり単価</p>
自治体管路	1 設備量の算定 〔(1)・(2) 略〕 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したもの(それを除したもの)を当該局の <u>メタルIP音声系</u> 自治体管路延長kmとする。	<p>1 設備量の算定 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したもの(それを除したもの)を当該局の<u>音声系</u>自治体管路延長kmとする。</p>
情報ボックス	2 同左 〔2 略〕 1 設備量の算定 〔(1)・(2) 略〕 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したもの(それを除したもの)を当該局の <u>メタルIP音声系</u> 情報ボックス延長kmとする。	<p>2 同左 〔2 同左〕 1 設備量の算定 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したもの(それを除したもの)を当該局の<u>音声系</u>情報ボックス延長kmとする。</p>
空調設備	1 R T-B O X (収容局 ( <u>メタル回線収容装置架数</u> 及びF T T	<p>1 R T-B O X (収容局 (<u>音声収容装置架数</u>、総合デジタル通</p>

H架数 (OLT 及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。) の合計が 3 以下で、かつ、共用架数が 1 以下のものに限る。) 又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。) に設置する場合の設備量の算定

〔略〕

## 2 RT-BOX 以外の局に設置する場合の設備量の算定

(1) 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の 1 台当たりの能力で除した値 (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別 (空調設備 (大) 又は空調設備 (小)) を選択する。

(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービス及び光 IP 電話に係るもの (電力容量比により算定するものとする。) を控除し、全ての空調区画について合計したものと当該局の種別ごとメタル IP 音声系空調設備台数とする。

## 3 投資額の算定

次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。

$$\begin{aligned} \text{局ごと空調設備投資額} \\ = & \frac{\text{メタル IP 音声系空調設備 (大) 台数} \times \text{空調設備 (大)}}{\text{1 台当たり単価}} \\ & + \frac{\text{メタル IP 音声系空調設備 (小) 台数} \times \text{空調設備 (小)}}{\text{1 台当たり単価}} \end{aligned}$$

## 電力設備 (整流装置)

### 1 設備量の算定

(1) 大規模局 (相互接続局、コア局及び收容局 (緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。) をいう。以下同じ。) 及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置 1 系統当たり最大電流で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を整流装置系統数とする。

(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器 1 ユニット当たり最大電流値で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に整流器予備ユニット数を加えたものを整流装置 1 系統当たり整流器ユニット数とする。

(3) (2)の整流装置 1 系統当たり整流器ユニット数から整流装置

信回線取容交換機架数及び共用架数がそれぞれ 1 以下のものに限る。) 又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。) に設置する場合の設備量の算定

〔同左〕

## 2 RT-BOX 以外の局に設置する場合の設備量の算定

(1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の 1 台当たりの能力で除した値 (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別 (空調設備 (大) 又は空調設備 (小)) を選択する。

(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系に係るもの (電力容量比により算定するものとする。) を控除し、全ての空調区画について合計したものと当該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。

## 3 投資額の算定

〔同左〕

## 電力設備 (整流装置)

### 1 設備量の算定

$$\begin{aligned} \text{局ごと空調設備投資額} \\ = & \frac{\text{音声系空調設備 (大) 台数} \times \text{空調設備 (大)}}{\text{1 台当たり単価}} \\ & + \frac{\text{音声系空調設備 (小) 台数} \times \text{空調設備 (小)}}{\text{1 台当たり単価}} \end{aligned}$$

## 電力設備 (整流装置)

### 1 設備量の算定

(1) 大規模局 (コア局及び收容局 (緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。) をいう。以下同じ。) ごとに、当該局に設置される設備 (整流装置を要するものに限る。) の所要電流値の合計を整流装置 1 系統当たり最大電流で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を当該局の整流装置系統数とする。

(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器 1 ユニット当たり最大電流値で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置 1 系統当たりユニット数とする。

(3) (2)の整流装置 1 系統当たりユニット数から整流装置基本部

		<p>基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器整流器数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を<u>整流装置</u>1系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり<u>整流器ユニット数</u>のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを<u>整流装置増設架数</u>及び<u>整流器ユニット数</u>とする。</p>
		<p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系サービス及び光1P電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除し、全ての整流装置区画について合計したものを当該局のメタル1P音声系整流装置基本部数、メタル1P音声系整流装置増設架数及びメタル1P音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p>
		$\begin{aligned} \text{局ごと整流装置投資額} \\ = & \frac{\text{メタル1P音声系整流装置基本部数} \times \text{整流装置基本部単価}}{\text{+メタル1P音声系整流装置増設架数} \times \text{整流装置増設架単価}} \\ & + \frac{\text{メタル1P音声系整流器ユニット数} \times \text{整流器ユニット単価}}{\text{ト単価}} \end{aligned}$
		<p>電力設備（直流変換電源装置）</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕 略</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の<u>直流変換電源装置架数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額 = 直流変換電源装置架数 × 直流変換電源装置架当たり単価</p>
		<p>電力設備（交流無</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額 = 音声系直流変換電源装置架数 × 直流変換電源装置架当たり単価</p>
		<p>電力設備（交流無</p> <p>1 設備量の算定</p>

(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要電力の合計を交流100V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置(100V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(100V用最大規格)台数とする。また、それによつて生じた交流100V用の余りから交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)の台数を1とする。

(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(200V用最大規格)台数とする。また、それによつて生じた交流200V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)の台数を1とする。

(3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとの交流無停電電源装置(200V)台数からそれぞれデータ系サービス及び光1P電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したもの(当該局の規格ごとメタル1P音声系交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとメタル1P音声系交流無停電電源装置(200V)台数)を選定し、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要容量の合計を交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(200V)台数とする。また、それによつて生じた交流200V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)台数を交流無停電電源装置(200V)台数に加える。

(3) (1)及び(2)で算定した交流無停電電源装置(100V)台数及び交流無停電電源装置(200V)台数からそれぞれデータ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置(100V)台数及び音声系交流無停電電源装置(200V)台数とする。

2 投資額の算定  
次の算定式により局ごとに規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額及び規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電源装置投資額を算定する。

規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額  
=当該規格メタル1P音声系交流無停電電源装置(100V)台数×当該規格交流無停電電源装置(200V)単

規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額  
=当該規格メタル1P音声系交流無停電電源装置(200V)台数×当該規格交流無停電電源装置(200V)単

電力設備（蓄電池）	1	<u>価</u>
		(1) 大規模局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の整流装置用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた整流装置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該整流装置用蓄電池（直近上位規格）の組数を1とする。 (2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置（100V）用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置（100V）用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池（直近上位規格）の組数を1とする。 (3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置（200V）用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置（200V）用蓄電池（最大規格）組数とし、これと直近上位規格の種別ごとの蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（種別ごと直近上位規格）組数を種別ごと蓄電池組数に加える。 (4) (1)から(3)までで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、交流無停電電源装置（100V）用蓄電池組数及び交流無停電電源装置（200V）用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービス及び光I-P電話に係るもの（当該局の電力容量比によ
電力設備（蓄電池）	1	<u>価</u>
		(1) 大規模局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。 (2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とする。また、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。 (3) 種別ごとに、(1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池（種別ごと最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の種別ごと蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（種別ごと直近上位規格）組数を種別ごと蓄電池組数に加える。 (4) 種別ごとに、(3)の蓄電池組数からデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。

り算定するものとする。) を控除したものを当該局の規格ごヒメタル I P 音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごヒメタル I P 音声系交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池組数及び規格ごヒメタル I P 音声系交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池組数とする。

2 小規模局 (大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置す

る場合の設備量の算定

- (1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したもの (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) の組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池 (直近上位規格) の組数を 1 とする。

〔削る〕

- (2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数からデータ系サービス及び光 I P 電話によるもの (当該局の電流比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の規格ごとメタル I P 音声系 小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

3 投資額の算定

- 次の算定式により局ごとに規格ごと整流装置用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置 (100 V) 用蓄電池投資額及び規格ごと交流無停電電源装置 (200 V) 用蓄電池投資額及び規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。

規格ごと整流装置用蓄電池投資額

= 当該規格メタル I P 音声系整流装置用蓄電池組数 × 当該規格整流装置用蓄電池単価

2 小規模局 (大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置す

る場合の設備量の算定

- (1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。

〔削る〕

- (2) (1)の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものの (1 に満たない端数は切り捨てるものとする。) を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) の組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池 (整流装置用直近上位規格) の組数を蓄電池組数に加える。

- (3) (2)の蓄電池組数からデータ系に係るもの (当該局の電流比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系 小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

3 投資額の算定

- 次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。

種別ごと蓄電池投資額

= 当該種別音声系蓄電池組数 × 当該種別蓄電池単価

	<p><u>規格ごと交流無停電電源装置</u> (100V) 用蓄電池投資額  <math>= \frac{\text{当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置}}{V} \times \text{当該規格交流無停電電源装置}</math> (100V) 用蓄電池組数 × 当該規格交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池単価</p> <p><u>規格ごと交流無停電電源装置</u> (200V) 用蓄電池投資額  <math>= \frac{\text{当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置}}{V} \times \text{当該規格交流無停電電源装置}</math> (200V) 用蓄電池組数 × 当該規格交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池単価</p> <p><u>規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池組数</u>  <math>= \frac{\text{当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数}}{\text{当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価}}</math></p>
電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを作成する。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備 1 台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを作成する。</p> <p>[削る]</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したもの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置 (直近上位規格) を選定し、当該受電装置 (直近上位規格) の台数を 1 とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したもの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置 (直近上位規格) 台数を受電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1)から(5)までにおいて、メタルIP電話相当分の所要電力容量により算定した受電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>
電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを作成する。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要容量及び交流無停電電源装置 (200V) の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したもの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置 (直近上位規格) 台数を受電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

		<p>次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> $\text{局ごと受電装置投資額} = \frac{\text{メタルIP音声系受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量}}{\text{量当たり単価}}$
1 電力設備（発電装置）	1 設備量の算定	<p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものと整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電源装置（100V）を要する設備の所要電力容量及び交流無停電源装置（200V）を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電源装置総合効率で除したものと交流無停電源装置電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものと空調設備電力容量とする。</p> <p>[削る]</p>
2 電力設備（発電装置）	1 設備量の算定	<p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものと整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電源装置（200V）の所要容量の合計を交流無停電源装置総合効率で除したものと交流無停電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p>
2 投資額の算定	4 電力容量の合計を空調設備電力容量とする。	<p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置（最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから送電装置（直近上位規格）台数を選定し、当該送電装置（直近上位規格）の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、メタルIP電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系発電装置所要容量とする。</p>
2 投資額の算定	5 投資額の算定	<p>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>[同左]</p> <p>次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> $\text{局ごと発電装置投資額} = \frac{\text{音声系発電装置所要容量} \times (\text{発電装置単位容量当たり停電対策増分単価})}{\text{量当たり単価 + 発電装置単位容量当たり停電対策増分単価}}$

<p><b>電力設備（小規模局用電源装置）</b></p> <p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の1台当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とし、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p><u>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</u></p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）の1台当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数に加え、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p><u>3 投資額の算定</u></p> <p>次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p><u>種別ごと小規模局用電源装置投資額</u></p> <p>=当該種別音声系小規模局用電源装置台数×当該種別小規模局用電源装置単価</p>	<p><b>電力設備（小規模局用電源装置）</b></p> <p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の1台当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とし、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p><u>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</u></p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）の1台当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数に加え、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p><u>3 投資額の算定</u></p> <p>次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p><u>種別ごと小規模局用電源装置投資額</u></p> <p>=当該種別音声系小規模局用電源装置台数×当該種別小規模局用電源装置単価</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<u>—B O X用) 台数×当該規格小規模局用電源装置 (R T—B O X用) 単価</u>
電力設備（可搬型 発動発電機）	1 設備量の算定	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものと可搬型発動発電機所要容量とする。</p> <p>(2) <u>可搬型発動発電機所要容量を小規模局ごとの総電流比により配賦したものと当該局の可搬型発動発電機所要容量とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量とする。</u></p>
	2 投資額の算定	<p>2 次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。</p> <p>可搬型発動発電機投資額  <math>= \frac{\text{メタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量} \times \text{可搬型発動発電機単位容量当たり単価}}{\text{機械室建物}}</math></p>
機械室建物	1 R T—B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア <u>メタル回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</u></p> <p>エ <u><math>\frac{1}{C S}</math> C Sの架数及びC S用D Bの架数に、それぞれ当該設備の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u></p> <p>ウ <u>無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u></p>

工 衛星通信設備のT D M A 装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの

才 消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの

力 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの

キ S B C の架数、E N U M サーバの架数、D N S サーバの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架当たり面積を乗じたもの

ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1万端子当たり必要な主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの

ケ 成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に光ケーブル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの

コ 海底中間中継伝送装置用給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの

サ オペレーション設備の所要面積

シ 共用架搭載設備（メタル回線収容装置用L 2 S W、音声取容ルータ、共用取容ルータ、共用コアルータ、コア局用L 2 S W、P T N、C W D M、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、閑門系ルータ及び相互接続局用L 2 S W）ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの

ス メタル回線取容装置、光信号分離装置、O L T、C S、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

工 音声取容装置用L 2 S W、音声取容ルータ、共用取容ルータ、共用コアルータ、コア局用L 2 S W、P T N、C W D M、中間中継伝送装置、S G W、M G C 及びインタフェース変換装置）ごとに、当該設備のユニット数を共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの

防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに  
相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のう  
ち最大のもの

- (2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。

〔ア・イ・略〕

ウ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたもの

合計

エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計

オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積

を乗じたものの合計

カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積

を乗じたものの合計

キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電

源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたもの

合計

ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び

小規模局用電源装置の各設備の更改のための面積の合計

〔3〕 略

(4) 局ごとに、〔1〕クで算定した面積を当該局のケーブル室面積

とする。

〔5〕 略

(6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。

〔7〕 〔1〕から〔6〕までにおいて、メタルIP電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルIP音声系機械室建物面積とする。

2 R T-B O Xの機械室建物の設備量の算定

R T-B O X数を1とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系R T-B O X数とする。

3 投資額の算定

M、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置、信号用中継交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のもの

- (2) 〔同左〕

〔ア・イ 同左〕

ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

合計

エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計

オ 受電装置種別ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積

を乗じたものの合計

カ 発電装置種別ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積

を乗じたものの合計

キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計

合計

ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び

小規模局用電源装置の各設備の更改面積の合計

〔3〕 同左〕

(4) 局ごとに、〔1〕の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局のケーブル室面積とする。

〔5〕 同左〕

(6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、データ系に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。

〔新設〕

2 R T-B O Xの機械室建物の設備量の算定  
R T-B O X数を1とし、データ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系R T-B O X数とする。

次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。

(1) 局舎種別が複数階局の場合

$$\begin{aligned} \text{局ごと機械室建物投資額} \\ = \frac{\text{音声系機械室建物面積} \times (\text{機械室建物建設単価} + \text{機械室建物災害対策増分単価})}{\text{建築物建設単価} + \text{複数階層機械室建物災害対策増分単価}} \end{aligned}$$

(2) 局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合

$$\begin{aligned} \text{局ごと機械室建物投資額} \\ = \frac{\text{音声系機械室建物面積} \times (\text{機械室建物建設単価} + \text{機械室建物災害対策増分単価})}{\text{建築物建設単価}} \end{aligned}$$

(3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合

$$\begin{aligned} \text{局ごと機械室建物投資額} \\ = \frac{\text{音声系機械室建物面積} \times (\text{機械室建物建設単価} + \text{機械室建物災害対策増分単価})}{\text{建築物建設単価}} \end{aligned}$$

(4) 局舎種別がR T-B O Xの場合

$$\begin{aligned} \text{局ごと機械室建物投資額} \\ = \frac{\text{音声系R T-B O X数} \times \text{R T-B O X単価}}{\text{建築物建設単価}} \end{aligned}$$

機械室土地

1 局舎種別の選定基準

(1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。

(2) その他の局(R T-B O Xを除く。)の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。)及び保守コスト(施設保全費及び撤去費用の合計をいう。)の合計を比較し、より安価なものを選択する。

[削る]

〔同左〕

(1) 局舎種別が複数階局の場合

$$\begin{aligned} \text{局ごと機械室建物投資額} \\ = \frac{\text{音声系機械室建物面積} \times (\text{機械室建物建設単価} + \text{機械室建物災害対策増分単価})}{\text{建築物建設単価}} \end{aligned}$$

(2) 局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合

$$\begin{aligned} \text{局ごと機械室建物投資額} \\ = \frac{\text{音声系機械室建物面積} \times (\text{機械室建物建設単価} + \text{機械室建物災害対策増分単価})}{\text{建築物建設単価}} \end{aligned}$$

(3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合

$$\begin{aligned} \text{局ごと機械室建物投資額} \\ = \frac{\text{音声系機械室建物面積} \times (\text{機械室建物建設単価} + \text{機械室建物災害対策増分単価})}{\text{建築物建設単価}} \end{aligned}$$

(4) 局舎種別がR T-B O Xの場合

$$\begin{aligned} \text{局ごと機械室建物投資額} \\ = \frac{\text{音声系R T-B O X数} \times \text{R T-B O X単価}}{\text{建築物建設単価}} \end{aligned}$$

機械室土地

1 R T-B O X以外の局の機械室土地の設備量の算定

(1) 大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局舎種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。

(2) 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものと当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階層容積率で除したものと当該局の機械室土地面積とする。

(3) 局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積(無線伝送装置を設置する場合に限る。)の合計を当該局の機械室土地面積とする。

(4) (2)及び(3)で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に

係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）  
を控除したものと当該局の音声系機械室土地面積とする。

〔新設〕

2 複数階局の機械室土地の設備量の算定

(1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したもの

を、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率

で除したものと当該局の機械室土地面積とする。

(2) (1)の機械室土地面積から、データ系サービス及び光IP電

話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するもの

とする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系機

械室土地面積とする。

3 平屋局の機械室土地の設備量の算定

(1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの、

駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装

置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面

積とする。

4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定

局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積

とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電

話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐

車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP

電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するもの

とする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系機械室

土地面積とする。

5 投資額の算定

次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。

この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。

局ごと機械室土地投資額  
＝メタルIP音声系機械室土地面積 × (固定資産評価額 ÷ 土地単価)

2 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定

〔同左〕

3 投資額の算定

局ごと機械室土地投資額  
＝音声系機械室土地面積 × (固定資産評価額 ÷ 土地単価)

÷ 土地単価時点補正係数) × 土地単価時点補正係数

時価補正係数) × 土地単価時点補正係数

〔略〕	監視設備 (収容局) 〔設備〕	監視設備 (収容局設備) 投資額 = (音声収容ルータ投資額 + 共用収容ルータ投資額 + メタル回線収容装置投資額 + 消防警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額) × 監視設備 (収容局設備) 対投資額比率
〔同左〕	監視設備 (コア局) 〔設備〕	監視設備 (コア局設備) 投資額 = (共用コアルータ投資額 + コア局用L2SW投資額 + CS投資額) × 監視設備 (コア局設備) 対投資額比率

附則別表第3(附則第3条関係)

第1 固定資産明細表	〔略〕	〔略〕
		〔略〕
正味固 定資産 額	定額法	

附則別表第3(附則第3条関係)

第1 固定資産明細表	〔同左〕	〔同左〕
		〔同左〕
正味固 定資産 額	定額法	

〔同左〕	監視設備 (収容局) 〔設備〕	監視設備 (収容局設備) 投資額 = (音声収容ルータ投資額 + 共用収容ルータ投資額 + 音声収容装置投資額 + 音声取容交換機投資額 + 消火警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額) × 監視設備 (収容局設備) 対投資額比率
〔同左〕	監視設備 (コア局) 〔設備〕	監視設備 (コア局設備) 投資額 = (共用コアルータ投資額 + コア局用L2SW投資額 + MG投資額 + MGW投資額 + MG C投資額 + XCM投資額 + SGW投資額) × 監視設備 (コア局設備) 対投資額比率

第2 固定資産帰属明細表		定率法
主配線盤	光ケーブル成端架	光ケーブル用コアルタ
中間中継伝送装置	コア局用L2SW	共用コアルタ
伝送装置	メタル回線収容装置用L2SW	消防警報ストラシタ
き線点遠隔収容装置	警報消防用回線集約装置	メタル回線収容ルータ
音収容ルータ	音収容ルータ	音収容ルータ
端末系伝送路設備 (アナログ電話用 設備に係るものに 限る。)	端末系伝送路設備 (アナログ電話用 設備に係るものに 限る。)	端末系伝送路設備 (アナログ電話用 設備に係るものに 限る。)
端末系伝送路設備 (第一種公衆電話 機に係るものに限 る。)	端末系伝送路設備 (第一種公衆電話 機に係るものに限 る。)	端末系伝送路設備 (第一種公衆電話 機に係るものに限 る。)
メタル回線収容裝 置等	メタル回線収容裝 置等	メタル回線収容裝 置等
装置等に係る設 備区分のうち、 回線数の増減に 応じて当該設備 に係る費用が増 減するもの	装置等に係る設 備区分のうち、 回線数の増減に 応じて当該設備 に係る費用が増 減するもの	装置等に係る設 備区分のうち、 回線数の増減に 応じて当該設備 に係る費用が増 減するもの

第2 固定資産帰属明細表		定率法
音声収容ルータ 公用収容ルータ	C S	総合デジタル通信回線収容交換機用 D B
音声収容装置用 L 2 S W	C S	警察消防用回線集約装置
主配線盤	M G C	光ケーブル成端架
き線点遠隔収容装置	M G W	公用コアル1タ コア局用 L 2 S W
伝送装置	M G C	端末系伝送路設備 (アナログ電話用 設備に係るものに 限る。)
中間中継伝送装置	M G C	端末系伝送路設備 (第一種公衆電話 機に係るものに限 る。)
メタケーブル	MG C	受容ルータ に係る設 備区分のう ち、回線数 に応じて当該 設備に係る費用 が増減するもの

	メタル回線収容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(アナログ電話用設備に係るものに限る。)	
	メタル回線収容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備が増減するもの(第一種公衆電話機に係るものに限る。)	取容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備が増減するもの(アナログ電話用設備に係るものに限る。)
閑門系ルータ以外の共用コアルータ		取容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備が増減するもの(第一種公衆電話機に係るものに限る。)
中継系伝送路設備であつて、メタル回線収容装置等と閑門系ルータ以外の共用コアルータとの間に設置されるもの	共用コアルータ	中継系伝送路設備等であつて、取容ルータと共に用コアルータとの間に設置されるもの
S I P サーバ		信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
閑門系ルータ		
セッションボーダーコントローラ		
E N U M サーバ		
I P 電話用 D N S サーバ		







[略]	附則別表第4（附則第3条関係）	第1 費用算定方式	
費用区分	算定期方式		

[略]	附則別表第4（附則第3条関係）	第1 費用算定方式	
費用区分	算定期方式		

通信設備使用料 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に  
係るもの

## 伝送路数×専用線料金単価

(2) 信号用中継交換機に係るもの  
信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価

〔略〕	〔略〕
-----	-----

〔同左〕	〔同左〕
------	------

区 分	帰 属 対 象 設 備	配賦基準
〔略〕		〔略〕
空調設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線取容装置</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 用L2SW、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>閑門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L2SW</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 、 <u>DNSサーバ</u> 及びオペレーション設備	
電力設備 整流装置	音声収容ルータ、 <u>共用取容ルータ</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 用L2SW、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>閑門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L2SW</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 及び <u>DNSサーバ</u>	
蓄電池	音声収容ルータ、 <u>共用取容ルータ</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 用L2SW、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>閑門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L2SW</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 及びオペレーション設備	
交流無停電装置	音声収容ルータ、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>閑門系ルータ</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 、 <u>DNSサーバ</u> 及びオペレーション設備	

区 分	帰 属 対 象 設 備	配賦基準
〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
空調設備	音声収容ルータ、 <u>共用取容ルータ</u> 、 <u>音声収容装置</u> 用L2SW、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>XCM</u> 、 <u>MGC</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>SGW</u> 及びオペレーション設備	
電力設置 整流装置	音声収容ルータ、 <u>共用取容ルータ</u> 、 <u>音声収容装置</u> 用L2SW、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>XCM</u> 、 <u>MGC</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 及 <u>SGW</u>	
蓄電池	音声収容ルータ、 <u>共用取容ルータ</u> 、 <u>音声収容装置</u> 用L2SW、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>XCM</u> 、 <u>MGC</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 及 <u>SGW</u>	
交流無停電装置	音声収容装置用L2SW、 <u>警報消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 及 <u>SGW</u> 及びオペレーション設備	

受電装置	音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>音声取容装置</u> 、 <u>音声取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用D B</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L 2 S W</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>M G W</u> 、 <u>X C M</u> 、 <u>M G C</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>S G W</u> 及びオペレーション設備	受電装置 音声取容ルータ、 <u>音声取容装置</u> 、 <u>音声取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用D B</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L 2 S W</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>M G W</u> 、 <u>X C M</u> 、 <u>M G C</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>S G W</u> 及びオペレーション設備
発電装置	音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>メタル回線取容装置</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L 2 S W</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>閥門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L 2 S W</u> 、 <u>S B C</u> 、 <u>E N U M サーバ</u> 、 <u>D N S サーバ</u> 及びオペレーション設備	発電装置 音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>音声取容装置</u> 、 <u>音声取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用D B</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L 2 S W</u> 、 <u>C S</u> 、 <u>M G W</u> 、 <u>X C M</u> 、 <u>M G C</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>S G W</u> 及びオペレーション設備
小規模局用電源装置	音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>メタル回線取容装置</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 及び <u>衛星通信設備</u>	小規模局用電源装置 音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>音声取容装置</u> 、 <u>音声取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用D B</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 及び <u>衛星通信設備</u>
小規模局用蓄電池	音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>メタル回線取容装置</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 及び <u>衛星通信設備</u>	小規模局用蓄電池 音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>音声取容装置</u> 、 <u>音声取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用D B</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 及び <u>衛星通信設備</u>
可搬型発動発電機	音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>メタル回線取容装置</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 及び <u>衛星通信設備</u>	可搬型発動発電機 音声取容ルータ、共用取容ルータ、 <u>音声取容装置</u> 、 <u>音声取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用D B</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース交換装置</u> 及び <u>衛星通信設備</u>
[略]	主配線盤、光ケーブル成端架、音声取容ルータ、 <u>共用取容ルータ</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 、 <u>メタル回線取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u>	[同左] 主配線盤、光ケーブル成端架、音声取容ルータ、 <u>共用取容ルータ</u> 、 <u>音声取容装置</u> 、 <u>音声取容装置</u> 用L 2 S W、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線取容交換機用D B</u>
機械室建物		

回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L 2 S W 、C S、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 インターネット、相互接続局用L 2 S W、S B C、E N U M サーバ、D N S サーバ及びオペレーション設備	主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用 取容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容 装置用L 2 S W、消防警察トランク、警察消防用回線 集約装置、共用コアルータ、コア局用L 2 S W 、C S、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装 置、無線鉄塔、インターネット変換装置、衛星通信 設備、閑門系ルータ、相互接続局用L 2 S W、S B C、E N U M サーバ、D N S サーバ及びオペレーシ ョン設備
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注

資本コスト=減価償却費+自己資本費用+他人資本費用+他  
人資本費用+利益対応税+通信設備度

用料+固定資産税

保守コスト=施設保全費+道路占用料+撤去費用

附則別表第5 (附則第3条関係)  
第1 設備区分別費用明細表

機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用 取容ルータ、メタル回線收容装置、メタル回線收容 装置用L 2 S W、消防警察トランク、警察消防用回線 集約装置、共用コアルータ、コア局用L 2 S W 、C S、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装 置、無線鉄塔、インターネット変換装置、衛星通信 設備、閑門系ルータ、相互接続局用L 2 S W、S B C、E N U M サーバ、D N S サーバ及びオペレーシ ョン設備
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[新設]

附則別表第5 (附則第3条関係)  
第1 設備区分別費用明細表

機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用 取容ルータ、音声收容装置、音声收容装置用L 2 S W、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジ タル通信回線收容交換機用D B、消防警察トランク 、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア 局用L 2 S W、C S、MG W、X C M、MG C、伝 送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄 塔、インターネット変換装置、衛星通信設備、信号 用中継交換機、SG W及びオペレーション設備
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

設備区分直接の通信設備使用料								
設備区分直接の固定資産税								
設備区分直接の施設保全費								
設備区分直接の道路占用地料								
設備区分直接の撤去費用								
附属設備の減価償却費								
附属設備の固定資産税								
附属設備の施設保全費								
附属設備の撤去費用								
試験研究費								
接続開通事務費								
管理共通費								
設備区分ごとの費用合計								
第2 設備区分別費用明細表(アナログ電話用設備)								
中間中継伝送装置	同左	C S	門系ルータ	L 2 S W	E N U M サーバ	D N S サーバ	S B C	相互接続局用
設備区分直接の減価償却費								
設備区分直接の通信設備使用料								
設備区分直接の固定資産税								
設備区分直接の施設保全費								
設備区分直接の道路占用地料								
設備区分直接の撤去費用								
附属設備の減価償却費								
附属設備の固定資産税								
附属設備の施設保全費								
附属設備の撤去費用								
試験研究費								
接続開通事務費								
管理共通費								
設備区分ごとの費用合計								
第2 設備区分別費用明細表(アナログ電話用設備)								
中間中継伝送装置	同左	C S	門系ルータ	L 2 S W	E N U M サーバ	D N S サーバ	S B C	相互接続局用
設備区分直接の減価償却費								

設備区分直接の通信設備使用料
設備区分直接の固定資産税
設備区分直接の施設保全費
設備区分直接の道路占用地料
設備区分直接の撤去費用
附属設備の減価償却費
附属設備の固定資産税
附属設備の施設保全費
附属設備の撤去費用
設備区分直接の撤去費用
附属設備の減価償却費
附属設備の固定資産税
附属設備の施設保全費
附属設備の撤去費用
試験研究費
接続開通事務費
管理共通費
設備区分ごとの費用合計

〔注 略〕

第3 設備区分別費用明細表（第一種公衆電話機）

中間中継伝送装置
〔略〕
C
S
関門系統タ
D
E
N
相互通用
B
C
S
M
サバ
S
サバ
W

〔注 同左〕

第3 設備区分別費用明細表（第一種公衆電話機）

中間中継伝送装置
〔同左〕
〔同左〕
〔同左〕
〔同左〕

設備区分直接の減価償却費

設備区分直接の減価償却費

却費
設備区分直接の通信設備使用料
設備区分直接の固定資産税
設備区分直接の施設保全費
設備区分直接の道路占用地料
設備区分直接の撤去費用
附属設備の減価償却費用
附属設備の固定資産税
附属設備の施設保全費
附属設備の撤去費用
試験研究費
接続関連事務費
管理共通費
設備区分ごとの費用合計
計
〔注 略〕

却費
設備区分直接の通信設備使用料
設備区分直接の固定資産税
設備区分直接の施設保全費
設備区分直接の道路占用地料
設備区分直接の撤去費用
附属設備の減価償却費用
附属設備の固定資産税
附属設備の施設保全費
附属設備の撤去費用
試験研究費
接続関連事務費
管理共通費
設備区分ごとの費用合計
計
〔注 同左〕

■表中の「」に記載及び対象規定の一重下線を付した標記部分を除く全体にてしたト繋が社認定額。

この省令は、  
附 則  
公布の日から施行する。